

【パブリックコメント用】

(案)

第3期瑞穂市障がい者総合支援プラン

令和6年度～令和8年度

～心がかよい ともに暮らせる

やさしいまちをめざして～

令和6年3月

瑞 穂 市

目次

第1章 計画策定の趣旨について	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 関連法等に係る年表	2
3 計画の位置付け	3
(1) 計画の性格	3
(2) 根拠法令	3
(3) 関連計画	4
(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の策定体制	7
(1) 計画策定の体制	7
(2) 計画策定への市民参加	7
第2章 瑞穂市の現状	8
1 障がいのある人を取り巻く状況	8
(1) 人口の推移	8
(2) 身体障害者手帳所持者の推移	9
(3) 療育手帳所持者の推移	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移	10
(5) 難病患者の推移	11
(6) 障がい児の就学状況	12
(7) 障がいのある人の就労状況	15
2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績評価	16
(1) 令和5年度目標値の進捗状況	16
(2) 障がい福祉サービスの計画見込量に対する実績	25
(3) 障がい児福祉サービスの計画見込量に対する実績	28
(4) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績	29
(5) 優先調達額の計画見込量に対する実績	30
(6) 市職員の障がい者の雇用率の計画見込量に対する実績	30
(7) 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保の計画見込量に対する実績	30

3	施設サービス利用の状況	31
4	アンケート調査結果	32
	(1) 調査の概要	32
	(2) 主な調査結果	33
5	障がい者団体向けアンケート調査の結果	59

第3章 計画の基本的な考え方 62

1	計画の基本理念	62
2	計画の基本目標	63
3	計画の体系	64

第4章 第4次瑞穂市障害者計画 65

1	総合的な生活支援の体制づくり	65
	(1) 保健・医療	65
	(2) 福祉	67
	(3) 相談・情報提供・人材育成	69
2	共生社会の基盤づくり	73
	(1) 療育・保育・教育	73
	(2) 雇用・就業	76
	(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動	79
3	全ての人にやさしいまちづくり	83
	(1) まちづくり	83
	(2) 啓発・広報	86

第5章 数値目標とサービスの見込量 89

1	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】	89
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	89
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	90
	(3) 地域生活支援の充実	91
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	91
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	92
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	93
	(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	94
	(8) 発達障害者等に対する支援	94
2	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係るサービス等見込量	95
	(1) 訪問系サービス	95
	(2) 日中活動系サービス	96

(3) 居住系サービス	98
(4) 相談支援	99
(5) 障害児通所、入所、相談支援	101
3 地域生活支援事業の見込量	103
4 優先調達	108
5 市職員の障害者雇用率	109

第6章 計画の推進 110

1 計画の進行管理	110
2 計画の策定・実施	111
3 計画の評価・改善	111
4 庁内相互の連携	111

資料編 113

1 計画の策定経過	113
2 瑞穂市附属機関設置条例	114
3 瑞穂市障害者計画等策定委員会名簿	117
4 用語解説	118

「障がい」の表記について

岐阜県では公文書において、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記して、「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、県行政のこうした取り組みを通じて障がい者や障がい福祉に対する県民の理解を促進し、共生社会の実現を目指した「人と環境にやさしい岐阜県づくり」の推進を図るとしてしています。

瑞穂市でも県の考え方にに基づき、本計画書では「害」の字を可能な限りひらがなで表記することとしています。

ただし、法令や条例等に基づく法律用語や団体等の固有名称等については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画書では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。



第 1 章 計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

また、近年では、平成30年6月の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の施行及び令和元年6月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）の施行により、障がい者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

瑞穂市（以下「本市」）では、「障害者計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、令和3年度に「第3次瑞穂市障害者計画」、「第6期瑞穂市障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を一体とした「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。この計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「心がかよひ、ともに暮らせるやさしいまちをめざして」を念頭に、次期計画である「第3期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 関連法等に係る年表

年	内容
昭和45年	心身障害者対策基本法 公布
平成5年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年	障害者基本法 改正
平成18年	障害者自立支援法 施行
平成19年	重点施策実施5か年計画（後期分） 策定
平成20年	障害者雇用促進法 一部改正
平成23年	障害者基本法 改正
平成24年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
平成25年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行（一部、平成26年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
平成26年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成28年に施行）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
平成30年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
	障害者文化芸術推進法 施行
令和元年	社会福祉法 一部改正
	読書バリアフリー法 施行
令和2年	社会福祉法 一部改正
令和3年	障害者差別解消法 一部改正
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和4年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 施行
	児童福祉法 一部改正
令和5年	第5次障害者基本計画 策定

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「第3期瑞穂市障がい者総合支援プラン」（以下「本プラン」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」の4計画を一体的に策定したものです。「障害者計画」は本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」は、障がい者が文化芸術活動を通じて個性と能力の発揮及び社会参加が促進されるような施策を総合的かつ計画的に推進するための計画となります。

(2) 根拠法令

本プランは、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」等を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

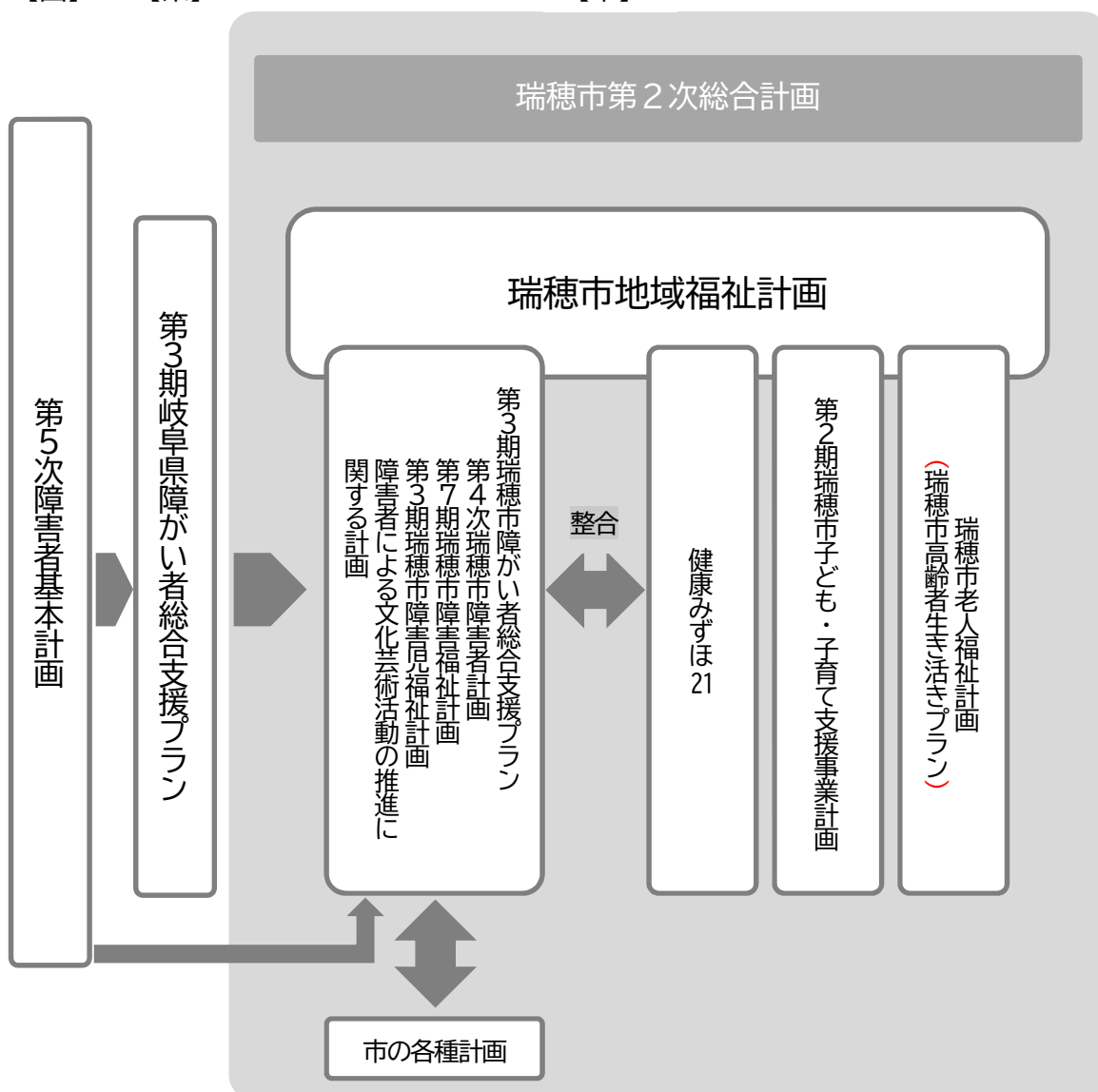
項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)	障害者文化芸術推進法(第8条)
計画期間	中長期 (10年程度)	短期 (3年)	短期 (3年)	中期 (5年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画(第5次計画 令和5年度～令和9年度)及び第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(令和6年度～令和8年度)の内容と本市の現行計画(令和3年度～令和5年度)の進捗状況を確認し、見直しを行う。	国の基本指針の見直しの内容を始め関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	障がい者を有する児童の健やかな育成や発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と第2期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	国の障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期計画 令和5年度～令和9年度)及び第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(令和6年度～令和8年度)の内容と本市の現行計画(令和3年度～令和5年度)の進捗状況を確認し、策定を行う。

(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「瑞穂市第2次総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した「瑞穂市地域福祉計画」、「瑞穂市老人福祉計画（瑞穂市高齢者生き生きプラン）」、「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」、「健康みずほ21（瑞穂市第三次健康増進計画）」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

【国】 【県】

【市】



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

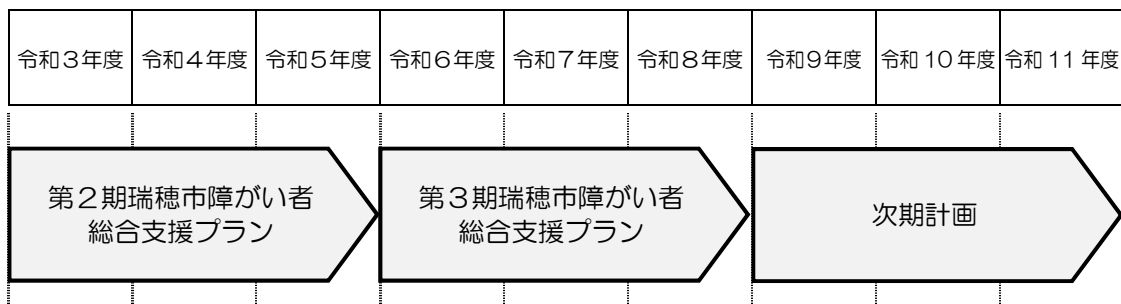
SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4 計画の期間

本プランは令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の対象

本プランは、障がい者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。また、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

なお、本プランにおける「障がい者」とは、手帳の有無に関わらず以下を指します。

- ・身体に障がいのある者【18歳以上】
- ・知的障がいのある者【18歳以上】
- ・精神に障がいのある者【18歳以上】
(発達障がいのある者、高次脳機能障がいのある者を含み、知的障がいのある者を除く)
- ・難病等のある者【18歳以上】

また、「障がい児とは」、以下を指します。

- ・身体に障がいのある児童【18歳未満】
- ・知的障がいのある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいのある児童【18歳未満】
(発達障がいのある児童、高次脳機能障がいのある児童を含み、知的障がいのある児童を除く)
- ・難病等のある児童【18歳未満】

6 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体、障がい福祉サービス事業者、関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、令和4年度から令和5年度にかけて計画策定を実施しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族、関係団体へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

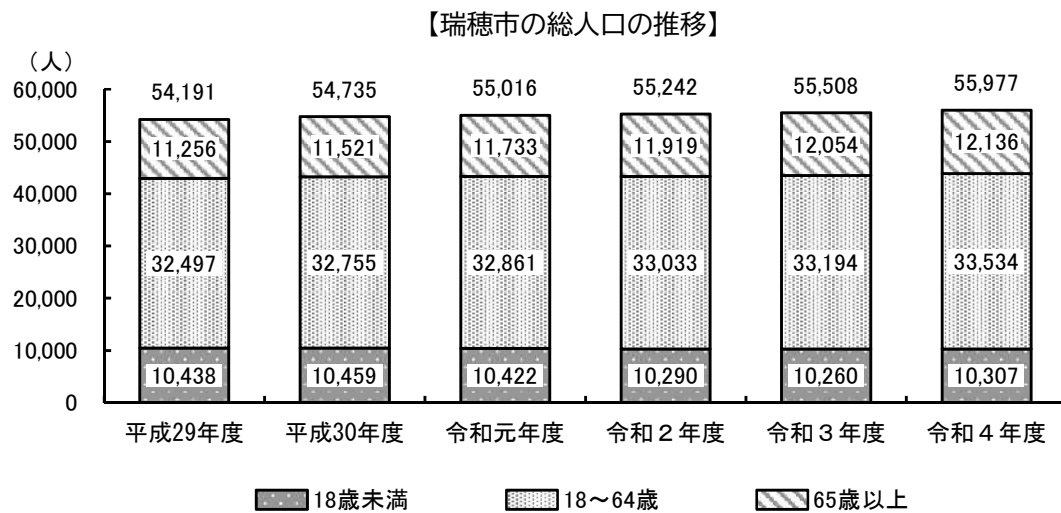


瑞穂市の現状

1 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 人口の推移

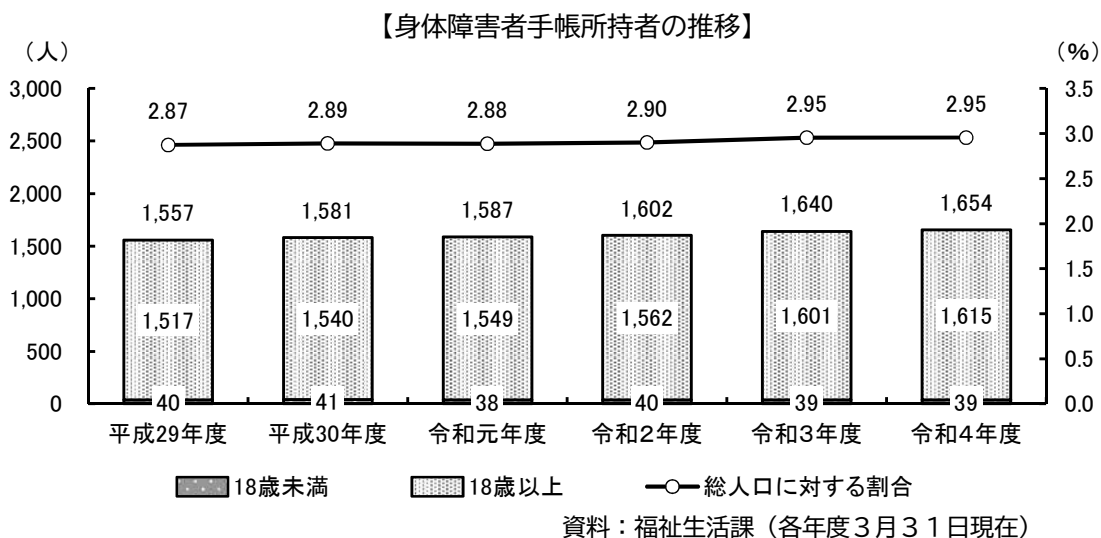
本市の総人口は増加傾向にあり、令和4年度では55,977人となっています。
内訳をみると、18歳未満人口は令和3年度まで減少傾向にあり、令和4年度は増加に転じています。
また、生産年齢人口、65歳以上人口が増加傾向となっています。



資料：市民課 住民基本台帳（各年度3月31日現在）

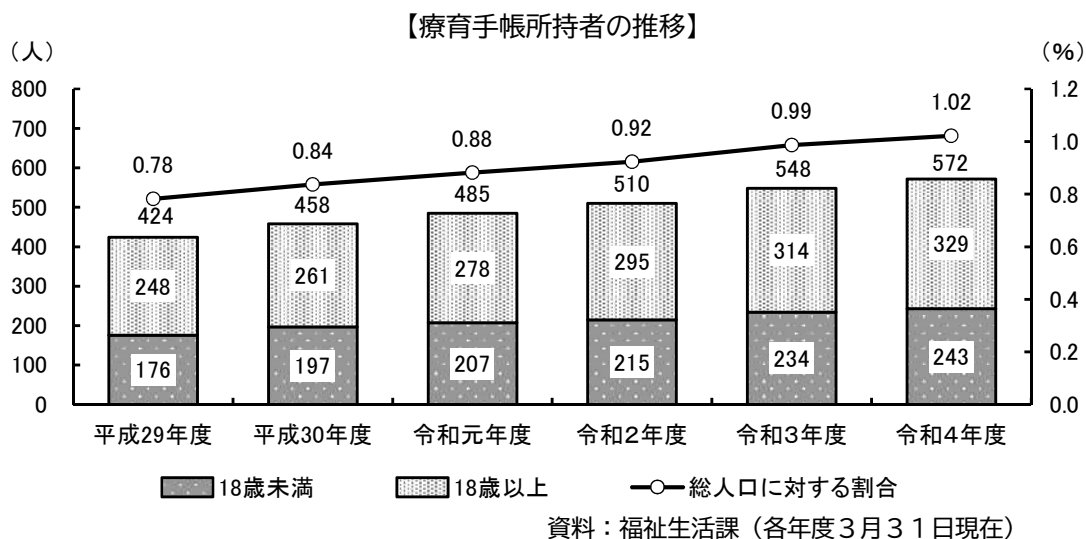
(2) 身体障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳所持者は増加傾向にあり、令和4年度では1,654人と、平成29年度に比べ97人増加しています。また、総人口に対する割合は2.95%となっています。



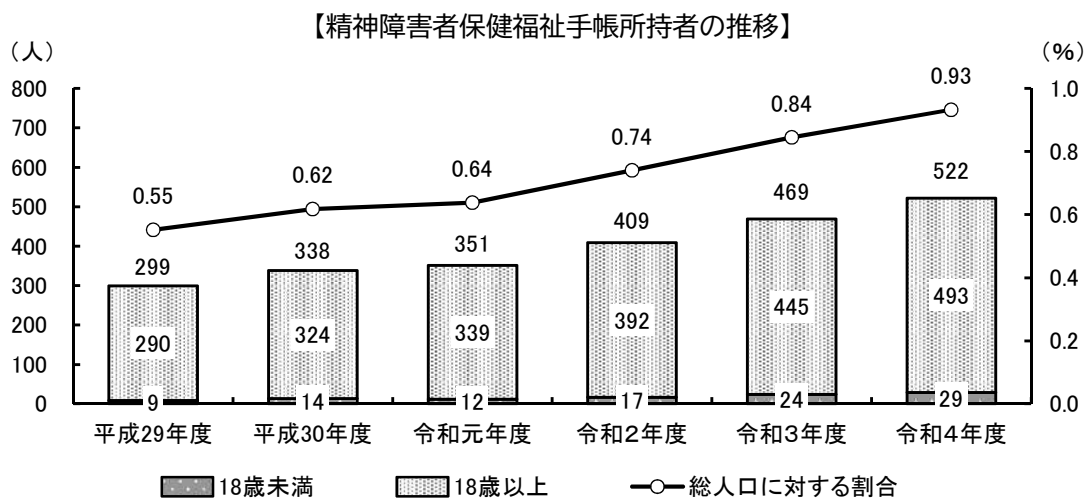
(3) 療育手帳所持者の推移

本市の療育手帳所持者は増加傾向にあり、令和4年度では572人と、平成29年度から148人増加しています。また、総人口に対する割合は1.02%となっています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和4年度では522人と、平成29年度に比べ223人増加しています。また、総人口に対する割合は0.93%となっています。



(5) 難病患者の推移

本市の指定難病認定者数は、令和4年度では317人となっており、認定者が最も多い疾患は、平成30年度以降続けて「潰瘍性大腸炎」となっています。

【難病患者の推移】

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認定者数（人）	252	250	290	300	317

資料：岐阜県保健所（各年度3月31日現在）

【認定者数の多い疾患】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	疾患名	認定者数（人）	疾患名	認定者数（人）	疾患名	認定者数（人）
1	潰瘍性大腸炎	46	潰瘍性大腸炎	50	潰瘍性大腸炎	60
2	パーキンソン病	30	パーキンソン病	29	パーキンソン病	30
3	全身性エリテマトーデス	16	クローン病	17	全身性エリテマトーデス	18
4	クローン病	15	全身性エリテマトーデス	16	クローン病	18
5	脊髄小脳変性症 （多系統萎縮症を除く。）	11	脊髄小脳変性症 （多系統萎縮症を除く。）	11	脊髄小脳変性症 （多系統萎縮症を除く。）	10
	後縦靭帯骨化症	11				

区分	令和3年度		令和4年度	
	疾患名	認定者数（人）	疾患名	認定者数（人）
1	潰瘍性大腸炎	61	潰瘍性大腸炎	57
2	パーキンソン病	35	パーキンソン病	36
3	全身性エリテマトーデス	18	全身性エリテマトーデス	22
4	クローン病	17	クローン病	20
5	脊髄小脳変性症 （多系統萎縮症を除く。）	9	全身性強皮症	9

資料：岐阜県保健所（各年度3月31日現在）

(6) 障がい児の就学状況

① 保育所・認定こども園・小規模保育事業の状況

本市で障がい児保育が可能な認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業）は、令和5年4月1日現在で16園あり、在園している園児は合計1,367人となっています。また、市内の保育所・認定こども園への加配保育士・教員数は60人となっています。

【保育所・認定こども園・小規模保育事業の状況】

区分	保育所・認定こども園・小規模保育事業				
	3歳児未満	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所・認定こども園 ・小規模保育事業数（園）	16	11	11	11	16
在籍児数（人）	381	298	346	342	1,367
児童発達支援利用児数（人）※	1	16	24	32	73
加配保育士・教員数（人）	60				60

※幼児療育センター又は幼児療育センター以外の指定障がい児通所支援事業所利用者の人数。
併用されている場合は、いずれかでカウント。

資料：幼児教育課、福祉生活課（令和5年4月1日現在）

② 幼稚園の状況

本市の市立幼稚園であるほづみ幼稚園に在園している園児は、令和5年4月1日現在で合計170人となっており加配保育士・教員数は合計7人となっています。

【ほづみ幼稚園の状況】

区分	ほづみ幼稚園			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児数（人）	52	58	60	170
児童発達支援利用児数（人）※	3	5	9	17
加配保育士・教員数（人）	3	2	2	7

※幼児療育センター又は幼児療育センター以外の指定障がい児通所支援事業所利用者の人数。
併用されている場合は、いずれかでカウント。

資料：学校教育課、福祉生活課（令和5年4月1日現在）

③ もとす広域連合 幼児療育センター利用児数の推移

もとす広域連合の幼児療育センターの利用者数について、令和5年度の4月利用者数は65人となっており、令和3年度と比べて約20人減少しています。

【もとす広域連合 幼児療育センター利用児数の推移】

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月利用者	86	86	65
3月利用者	125	108	87

資料：福祉生活課

※令和5年度3月利用者数は、令和5年10月利用者数。

④ 小・中学校の特別支援学級の状況

本市の市立小・中学校にある特別支援学級は、合計40学級であり、226人の児童・生徒が在学しています。

【小・中学校の特別支援学級の状況】

区分		学級数 (学級)	特別支援 学級数 (学級)	児童・生徒数 (人)	特別支援学級 児童・生徒数 (人)
小学校	穂積小学校	31	6	795	39
	本田小学校	23	5	580	33
	牛牧小学校	28	6	723	36
	生津小学校	17	4	388	18
	南小学校	24	6	541	38
	中小学校	9	3	159	13
	西小学校	10	2	182	8
中学校	穂積中学校	26	3	764	14
	穂積北中学校	17	2	496	8
	巢南中学校	18	3	512	19
総数		203	40	5,140	226

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

⑤ 特別支援学校の就学状況

岐阜県内の特別支援学校に就学している本市の障がい児について、令和5年5月1日現在では、小学部が34人、中学部が17人、高等部が36人となっています。

	小学部	中学部	高等部
岐阜聾学校	2	1	0
長良特別支援学校	0	1	0
岐阜希望が丘特別支援学校	0	0	1
岐阜本巣特別支援学校	31	15	26
岐阜清流高等特別支援学校	0	0	2
大垣特別支援学校	1	0	0
西濃高等特別支援学校	0	0	6
飛驒特別支援学校	0	0	1
総数	34	17	36

資料：岐阜県教育委員会 特別支援教育課（令和5年5月1日現在）

(7) 障がいのある人の就労状況

本市の市職員の障がい者雇用の状況について、令和5年6月1日現在の障がい者雇用人数は15人であり、法定雇用率を達成しています。

【障がいのある人の状況】

区分	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数(人)	障がい者雇用人数(人)	雇用率(%)	不足数(人)
市職員の障がい者雇用の状況 (令和2年6月1日)	523.0	15.0	2.87	0
(令和3年6月1日)	549.5	16.0	2.91	0
(令和4年6月1日)	558.5	16.0	2.86	0
(令和5年6月1日)	566.0	15.0	2.65	0

※本市における雇用率算定手順

⇒ (障がい者雇用人数) ÷ (法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数)

※不足数：「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」に法定雇用率を乗じて得た数

(1未満の端数切り捨て) から、「障がい者雇用人数」を引いた数。この不足数が0となることをもって法定雇用率達成となります。

参考：令和5年現在の障害者法定雇用率

〈民間企業等〉

民間企業：2.3%

特殊法人等：2.6%

〈国及び地方公共団体〉

国、地方公共団体：2.6%

都道府県等の教育委員会：2.5%

※障害者法定雇用率は、令和6年4月以降段階的に引き上げられます。

資料：総務課

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績評価

(1) 令和5年度目標値の進捗状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行数については、令和5年度末までの目標とした5人に対して、令和4年度末現在0人と目標値を下回っています。

また、施設入所者数については2人分の減少となっています。

【目標】

事項	目標		備考
施設入所者数	31人 (A)		令和元年度末時点 ※施設入所支援利用者数
目標年度施設入所者数	29人 (B)		令和5年度末見込み
削減見込み目標値	2人分	6.5%削減	(B) - (A) の値
地域移行目標数	5人	16.1%移行	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計

【実績】

事項	実績		備考
施設入所者数	31人 (A)		令和元年度末時点 ※施設入所支援利用者数
目標年度施設入所者数	29人 (B)		令和5年度6月現在
削減見込み目標値	2人分	6.5%削減	(B) - (A) の値
地域移行目標数	0人	%移行	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置)

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、令和5年度末までに市内に設置する目標に対し、自立支援協議会内に設置し、設置目標を達成しました。

今後、自立支援協議会及び基幹相談支援センターと協力し、保健・医療機関・福祉関係者と定期的に協議を行います。

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	市内で設置		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	5人	5人	5人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

【実績】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	未設置		設置済
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催数	0回	0回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	0人	0人	18人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回

※令和5年度実績は、令和5年10月末現在の数値。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、令和5年度末までに市内又は圏域に設置する目標に対し、令和5年度中に整備を達成しました。

【目標】

事項	目標	備考
地域生活支援拠点等	市内又は圏域で整備	令和5年度末まで
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上	令和5年度末まで

【実績】

事項	実績	備考
地域生活支援拠点等	整備済	令和5年度末現在
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	—	令和5年度末現在

④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和5年度中において6人と目標値を設定しましたが、令和4年度中においては10人と目標値を上回っています。

就労移行支援事業等を通じた年間一般就労移行者数については、令和5年度中において6人と目標値を設定し、令和4年度中においては3人と計画目標を達成していません。

【目標】

事項	目標		備考
年間一般就労移行者数の実績値	4人		令和元年度末時点
目標年度における年間一般就労移行者数	6人	1.50倍	令和5年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人の数
就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数	2人	2.00倍	
就労継続支援A型を通じた年間一般就労移行者数	4人	1.33倍	
就労継続支援B型を通じた年間一般就労移行者数	0人	一倍	
市内就労定着支援事業所数	0か所		令和元年度末時点
就労移行支援事業等を通じた目標年度における年間一般就労移行者数	6人		令和5年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人の数
就労定着支援事業の利用者数	4人	7割	令和5年度における利用者数
就労定着率が8割以上の事業所数	0か所	一割	令和5年度における市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上となっている事業所の割合

【実績】

事項	実績		備考
目標年度における年間一般就労移行者数	10人	1.67倍	令和4年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人の数
就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数	2人	1.00倍	
就労継続支援A型を通じた年間一般就労移行者数	6人	1.50倍	
就労継続支援B型を通じた年間一般就労移行者数	2人	一倍	
市内就労定着支援事業所数	0か所		令和4年度末時点
就労移行支援事業等を通じた目標年度における年間一般就労移行者数	3人		令和4年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した人の数
就労定着支援事業の利用者数	2人	7割	令和4年度における利用者数
就労定着率が8割以上の事業所数	0か所	0割	令和4年度における市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上となっている事業所の割合

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、令和5年度末までに施設改修等の利用体制の充実を目標としていましたが、令和4年度末現在、圏域で1箇所の確保ができています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、令和5年度末までに市内または圏域で少なくとも1か所以上確保することを目標としていましたが、令和4年度末現在、圏域で1箇所の確保ができています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、令和5年度末までに1名以上の目標に対し、令和4年度末現在では市内で2名となっており、目標を達成しています。

【目標】

事項	目標	備考
児童発達支援センター	設置済み ⇒利用体制の充実 (施設改修等)	令和5年度末まで
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築済み ⇒利用体制の維持	令和5年度末まで
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市内又は圏域で1か所確保	令和5年度末まで
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済み	令和5年度末まで
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1名以上	令和5年度末まで

【実績】

事項	実績	備考
児童発達支援センター	圏域で1か所確保	令和4年度末現在
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	令和4年度末現在
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所確保 (令和5年度も市内で1か所確保)	令和4年度末現在
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済み	令和4年度末現在
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	2名	令和4年度末現在

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施については、令和3年度から5年度で各年30回という目標でしたが、令和4年には240回と目標を達成しています。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数は、令和4年度末でそれぞれ3件、1件が目標でしたが、令和4年度末で達成しています。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数は、令和4年度で1回が目標でしたが、令和4年度は4回となっており、目標を達成しています。

【目標】

事項	目標			備考
総合的・専門的な相談支援の実施 及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	体制の確保			令和5年度末まで
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	30回	30回	30回	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	3件	5件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	

【実績】

事項	実績			備考
総合的・専門的な相談支援の実施 及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	確保済			令和4年度末現在
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	30回未満	240回	137回	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	3件	0件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	1件	1件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0.5回	4回	3回	

※令和5年度実績は、令和5年10月末現在の数値。

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、令和5年度末までの体制構築が目標でしたが、令和4年度末で達成しています。

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数については、令和3年度から令和5年度で各年1人が目標でしたが、令和3年度で1人、令和4年度で2人と目標を達成しています。

【目標】

事項	目標		備考
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制構築		令和5年度末まで
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	0回	0回	0回
都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無	無	無	無
都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する実施回数	0回	0回	0回

【実績】

事項	実績		備考
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築済		令和4年度末現在
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	2人	2人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	0回	0回	0回
都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無	無	無	無
都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する実施回数	0回	0回	0回

※令和5年度実績は、令和5年10月末現在の数値。

(2) 障がい福祉サービスの計画見込量に対する実績

障がい福祉サービスの令和5年度の利用実績については、訪問系サービスは、居宅介護の月当たりの人分及び時間分、同行援護及び行動擁護の月当たりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

日中活動系サービスは、就労移行支援及び就労継続支援（B型）の月当たりの人分と人日分、就労定着支援及び療養介護の月当たりの人分、短期入所（医療型）の月当たりの人分と人日分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の月当たりの人分が計画見込量を達成しています。

相談支援（サービス等利用計画作成）等は、計画見込量を達成したサービスがありませんでした。

① 訪問系サービス

【計画見込量に対する実績（令和5年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
居宅介護	人分	31	32	33	36	34	34	103.0%
	時間分	450	465	480	435	492	571	119.0%
重度訪問介護	人分	2	2	2	1	1	1	50.0%
	時間分	600	600	600	309	317	324	54.0%
同行援護	人分	2	2	2	2	2	2	100.0%
	時間分	30	30	30	21	20	29	96.7%
行動援護	人分	5	5	5	3	4	5	100.0%
	時間分	50	50	50	30	34	47	94.0%
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0	-
	時間分	0	0	0	0	0	0	-

※ここでいう「時間」とは、平均的な月間のサービス提供時間。

② 日中活動系サービス

【計画見込量に対する実績（令和5年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
生活介護	人分	110	112	114	112	111	109	95.6%
	人日分	2,080	2,130	2,170	2,100	2,105	2,124	97.9%
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0	-
	人日分	0	0	0	0	0	0	-
自立訓練 (生活訓練)	人分	3	3	3	1	1	1	33.3%
	人日分	60	60	60	23	29	22	36.7%
就労移行 支援	人分	9	10	11	8	9	15	136.4%
	人日分	113	126	139	107	129	210	151.1%
就労継続 支援A型	人分	75	80	85	77	77	78	91.8%
	人日分	1,430	1,530	1,630	1,511	1,516	1,532	94.0%
就労継続 支援B型	人分	85	90	95	100	110	129	135.8%
	人日分	1,550	1,650	1,750	1,734	1,881	2,156	123.2%
就労定着 支援	人分	1	1	1	2	4	3	300.0%
療養介護	人分	3	3	3	3	3	3	100.0%
短期入所 (福祉型)	人分	10	10	10	7	7	7	70.0%
	人日分	35	35	35	34	29	26	74.3%
短期入所 (医療型)	人分	5	5	5	5	10	12	240.0%
	人日分	40	40	40	38	70	73	182.5%

※ここでいう「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人ひとりと月当たりの平均利用日数」。

③ 居住系サービス

【計画見込量に対する実績（令和5年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
自立生活援助 (うち精神障がい者 利用分)	人分	1	2	3	0	0	0	0.0%
	人分	0	1	1	0	0	0	0.0%
共同生活援助 (グループホーム) (うち精神障がい者 利用分)	人分	28	31	34	31	38	41	120.6%
	人分	5	5	5	6	8	10	200.0%
施設入所支援	人分	30	30	29	30	29	29	100.0%

④ 相談支援（サービス等利用計画作成）等

【計画見込量に対する実績（令和5年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度
計画相談支援 （サービス等 利用計画作成）	人分	60	62	64	56	55	56	87.5%
地域移行支援	人分	1	2	2	0	0	0	0.0%
（うち精神障が い者利用分）	人分	0	1	1	0	0	0	0.0%
地域定着支援	人分	1	1	1	0	0	0	0.0%
（うち精神障が い者利用分）	人分	0	0	0	0	0	0	-

(3) 障がい児福祉サービスの計画見込量に対する実績

障がい児サービスの令和5年度の利用実績について、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の月当たりの人分と人日分、障がい児相談支援及びコーディネーターの配置人数の人分がそれぞれ計画見込量を達成しています。

【計画見込量に対する実績（令和5年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
児童発達支援	人分	140	142	144	160	170	174	120.8%
	人日分	460	470	480	650	790	889	185.2%
医療型児童発達支援	人分	10	10	10	2	4	5	50.0%
	人日分	50	50	50	11	19	32	64.0%
放課後等デイサービス	人分	150	160	170	171	187	209	122.9%
	人日分	1,800	2,000	2,130	1,893	2,111	2,347	110.2%
保育所等訪問支援	人分	2	2	2	0	1	2	100.0%
	人日分	2	2	2	0	1	2	100.0%
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0	-
	人日分	0	0	0	0	0	0	-
障がい児相談支援	人分	70	72	74	76	72	96	129.7%
コーディネーターの配置人数	人分	1	1	1	0	1	4	400.0%

※ここでいう「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人ひとりと月当たりの平均利用日数」。

(4) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

【地域生活支援事業の計画見込量及び実績

(令和5年度実績は直近までの実績/経過月)】

事業種別	単位	①計画見込量			②実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研究・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	無	無	無
相談支援事業	障害者相談支援事業 実施箇所数	8	8	8	8	8	8
	基幹相談支援センター機能強化事業 実施の有無	有	有	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業 実施の有無	無	無	無	無	無	無
	住居入所等支援事業 実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業 実利用者数	0	0	0	0	0	0
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件	20	20	20	15	4	5
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 件	3	3	3	3	4	1
	自立生活支援用具 件	5	5	5	2	11	1
	在宅療養等支援用具 件	15	16	17	17	17	4
	情報・意思疎通支援用具 件	5	5	5	2	2	3
	排せつ管理支援用具 件	400	410	420	489	507	277
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 件	2	2	2	2	1	1
移動支援事業	実利用者数	45	48	50	28	32	25
	1人月当たり利用時間数	5	5.5	6	3.7	4.3	8.4
地域活動支援センター事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	実利用者数	30	30	30	28	46	4
訪問入浴サービス事業	実利用者数	5	5	5	4	5	3
日中一時支援事業	実利用者数	15	15	15	12	11	8
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	5	5	5	6	9	4

(5) 優先調達額の計画見込量に対する実績

優先調達額の実績については、以下のとおりです。

【優先調達額の計画見込量及び実績（令和5年度の実績は見込）】

事業種別	単位	①計画見込量			②実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
優先調達額	万円	250	260	270	347	367	360

(6) 市職員の障がい者の雇用率の計画見込量に対する実績

市職員の障がい者の雇用率の実績については、以下のとおりです。

【市職員の障がい者の雇用率の計画見込量及び実績】

事業種別	単位	①計画見込量			②実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市職員の障がい者の雇用率	%	2.6	2.6	2.6	2.91	2.86	2.65

(7) 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保の計画見込量に対する実績

発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保の実績については、以下のとおりです。

【発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保の計画見込量及び実績】

(令和5年度の実績は見込)

サービス種別	単位	①計画見込量			②実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人数	0	3	5	0	0	12
ペアレントメンターの人数	人数	1	1	1	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人数	0	0	0	0	0	0

3 施設サービス利用の状況

本市における各施設の施設利用者の状況は、以下のとおりです。

種別	施設名	所在地	本市の入所人数（人）
入所施設	はなみずき苑	岐阜市	1
	日野恵光	岐阜市	1
	みどり荘	岐阜市	2
	第三恵光	岐阜市	3
	ひまわりの丘第二学園	関市	2
	美谷の里	関市	3
	第二陶技学園	多治見市	2
	サニーヒルズみずなみ	瑞浪市	1
	あいそら羽島	羽島市	3
	三光園	山県市	1
	幸報苑	山県市	1
	あしたの会自然の家	山県市	2
	伊自良苑	山県市	3
	生活の家桜美寮	山県市	1
	西美濃の里	揖斐郡池田町	2
	九頭竜ワークショップしずかの郷	福井県勝山市	1
	合計		

資料：福祉生活課（令和5年4月1日現在）

4 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1 調査の目的

第3期瑞穂市障がい者総合支援プラン策定にあたり、障害者手帳所持者等を対象として、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

市内にお住まいの身体障害者手帳をお持ちの方

市内にお住まいの療育手帳をお持ちの方

市内にお住まいの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

3 調査期間

令和5年1月17日から令和5年2月7日

4 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

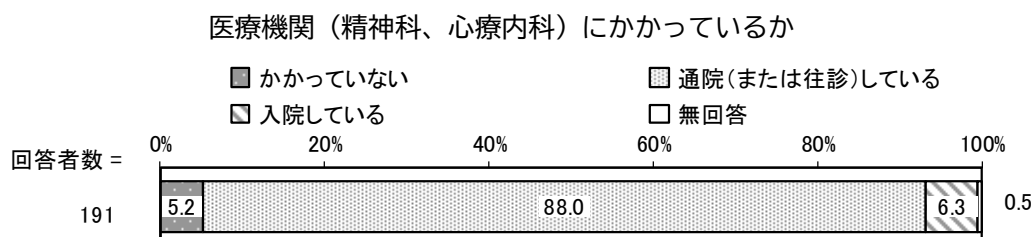
5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者（児）	1,411 通	744 通	52.7%
知的障がい者（児）	498 通	222 通	44.6%
精神障がい者（児）	480 通	191 通	39.8%

(2) 主な調査結果

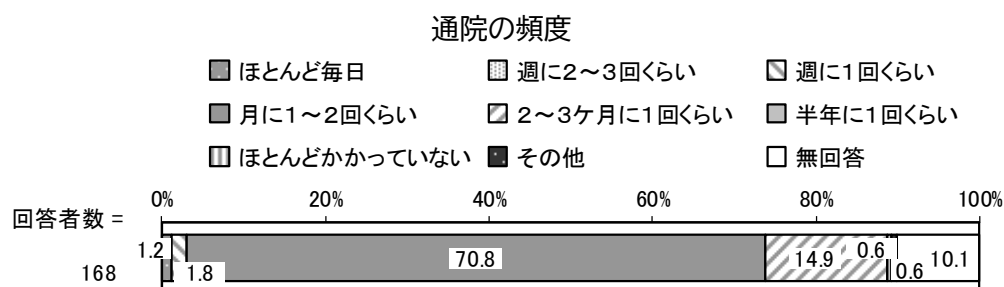
① 医療機関（精神科、心療内科）にかかっているか

精神障がいでは、「通院（または往診）している」の割合が88.0%と最も高くなっています。



② 通院の頻度

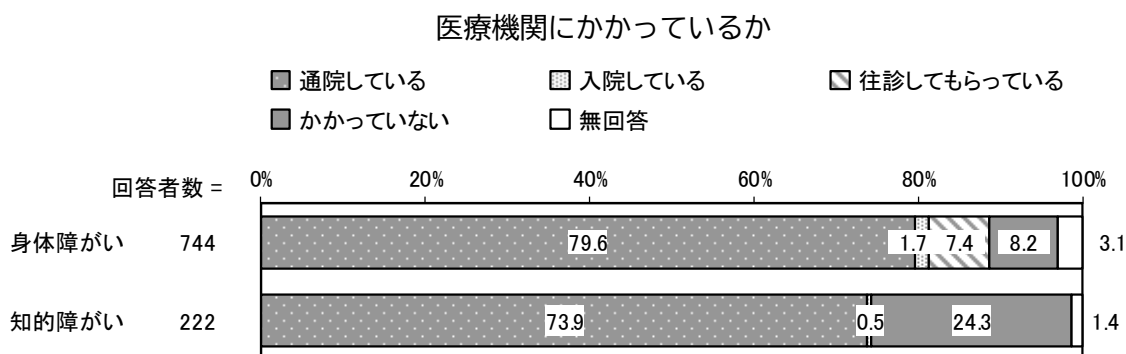
精神障がいでは、「月に1～2回くらい」の割合が70.8%と最も高く、次いで「2～3ヶ月に1回くらい」の割合が14.9%となっています。



③ 医療機関にかかっているか

身体障がいでは、「通院している」の割合が79.6%と最も高くなっています。

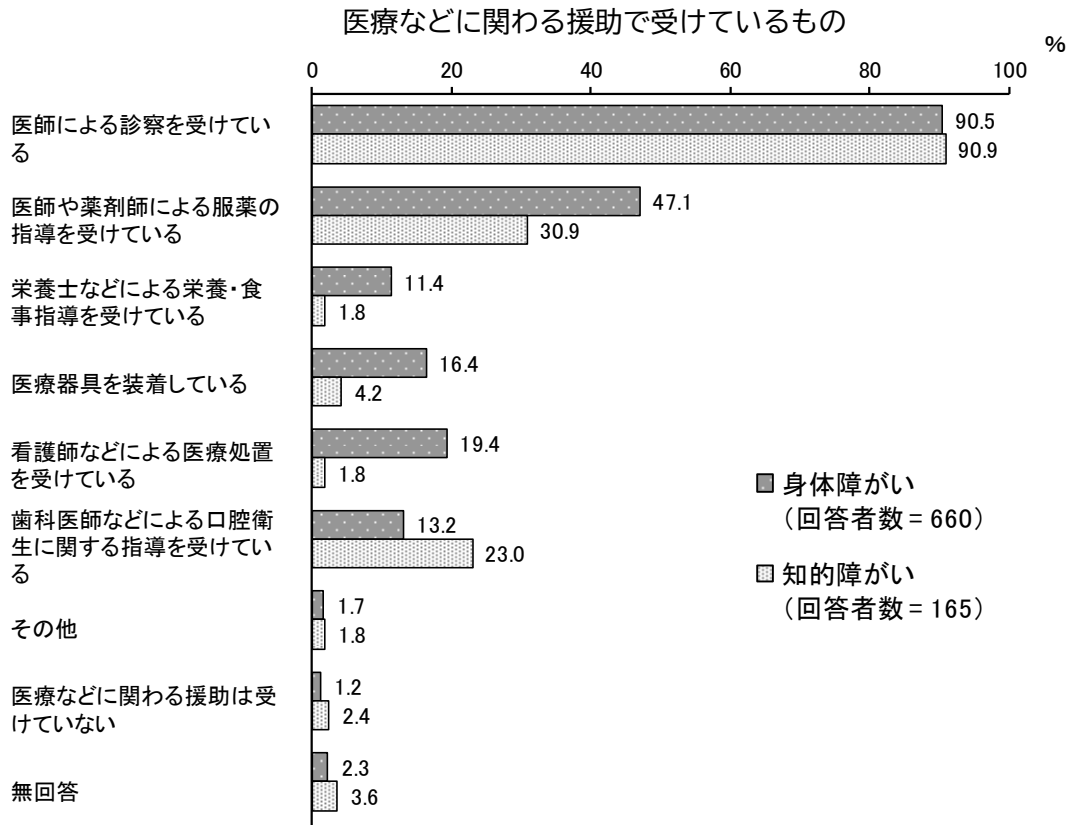
知的障がいでは、「通院している」の割合が73.9%と最も高く、次いで「かかっている」の割合が24.3%となっています。



④ 医療などに関わる援助で受けているもの

身体障がいでは、「医師による診察を受けている」の割合が90.5%と最も高く、次いで「医師や薬剤師による服薬の指導を受けている」の割合が47.1%、「看護師などによる医療処置を受けている」の割合が19.4%となっています。

知的障がいでは、「医師による診察を受けている」の割合が90.9%と最も高く、次いで「医師や薬剤師による服薬の指導を受けている」の割合が30.9%、「歯科医師などによる口腔衛生に関する指導を受けている」の割合が23.0%となっています。

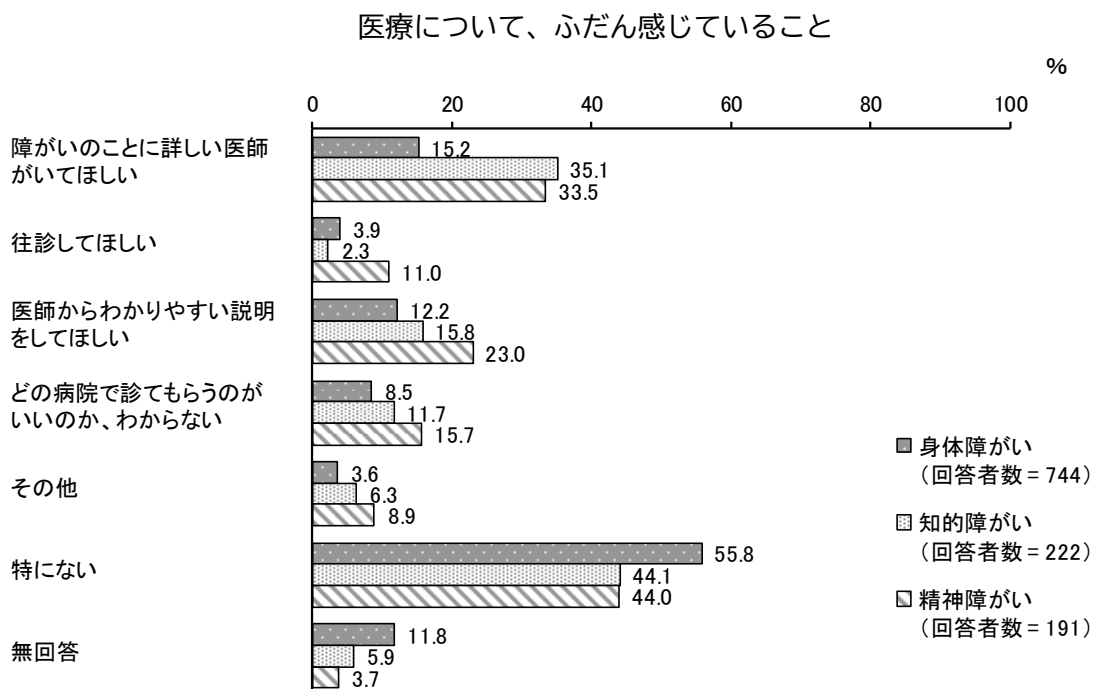


⑤ 医療について、ふだん感じていること

身体障がいでは、「特にない」の割合が 55.8%と最も高く、次いで「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」の割合が 15.2%、「医師からわかりやすい説明をしてほしい」の割合が 12.2%となっています。

知的障がいでは、「特にない」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」の割合が 35.1%、「医師からわかりやすい説明をしてほしい」の割合が 15.8%となっています。

精神障がいでは、「特にない」の割合が 44.0%と最も高く、次いで「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」の割合が 33.5%、「医師からわかりやすい説明をしてほしい」の割合が 23.0%となっています。

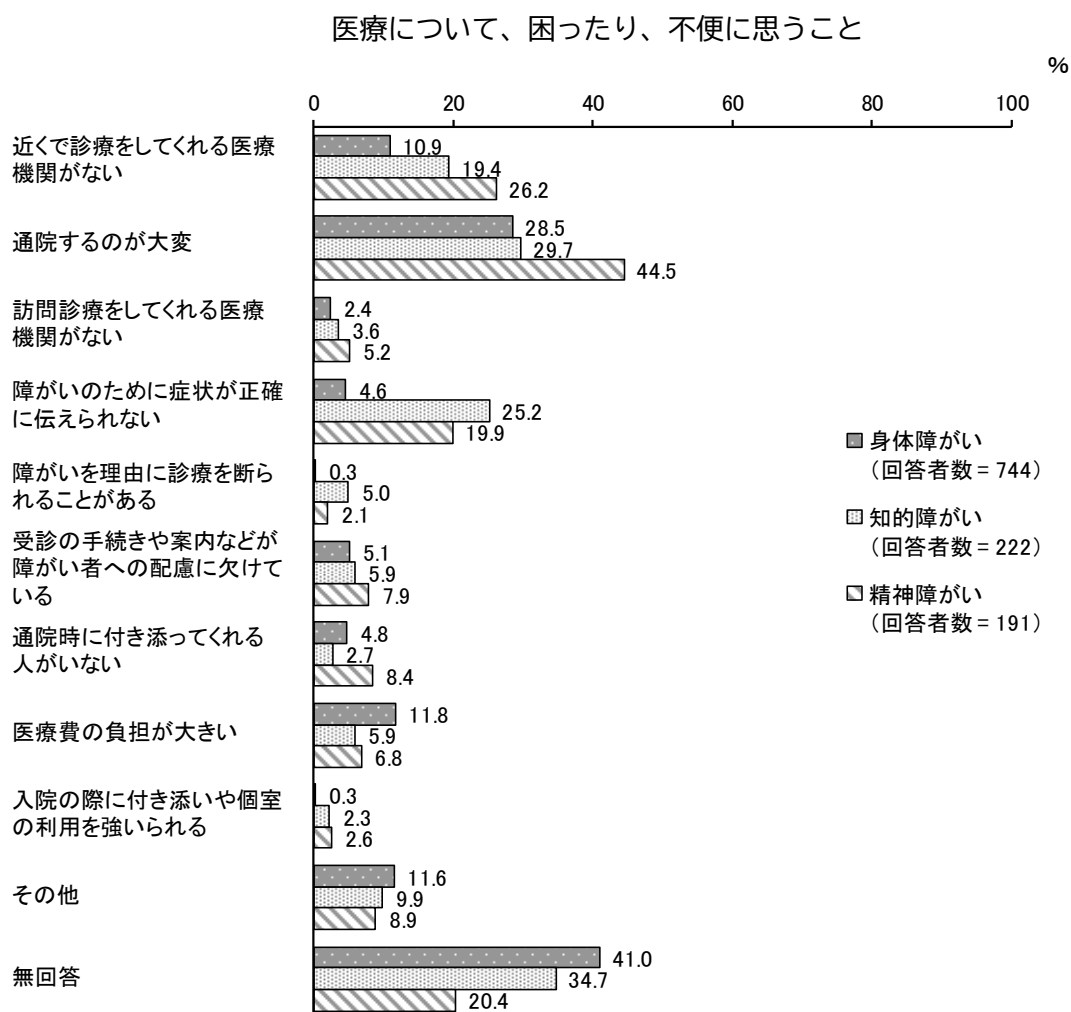


⑥ 医療について、困ったり、不便に思うこと

身体障がいでは、「通院するのが大変」の割合が28.5%と最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」の割合が11.8%、「近くで診療をしてくれる医療機関がない」の割合が10.9%となっています。

知的障がいでは、「通院するのが大変」の割合が29.7%と最も高く、次いで「障がいのために症状が正確に伝えられない」の割合が25.2%、「近くで診療をしてくれる医療機関がない」の割合が19.4%となっています。

精神障がいでは、「通院するのが大変」の割合が44.5%と最も高く、次いで「近くで診療をしてくれる医療機関がない」の割合が26.2%、「障がいのために症状が正確に伝えられない」の割合が19.9%となっています。

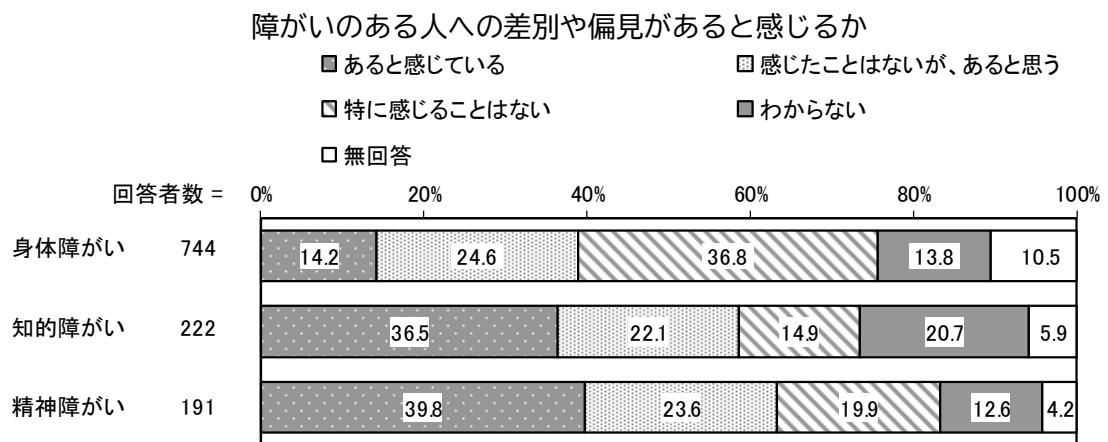


⑦ ふだん、障がいのある人への差別や偏見があると感じるか

身体障がいでは、「特に感じることはない」の割合が36.8%と最も高く、次いで「感じたことはないが、あると思う」の割合が24.6%、「あると感じている」の割合が14.2%となっています。

知的障がいでは、「あると感じている」の割合が36.5%と最も高く、次いで「感じたことはないが、あると思う」の割合が22.1%、「わからない」の割合が20.7%となっています。

精神障がいでは、「あると感じている」の割合が39.8%と最も高く、次いで「感じたことはないが、あると思う」の割合が23.6%、「特に感じることはない」の割合が19.9%となっています。

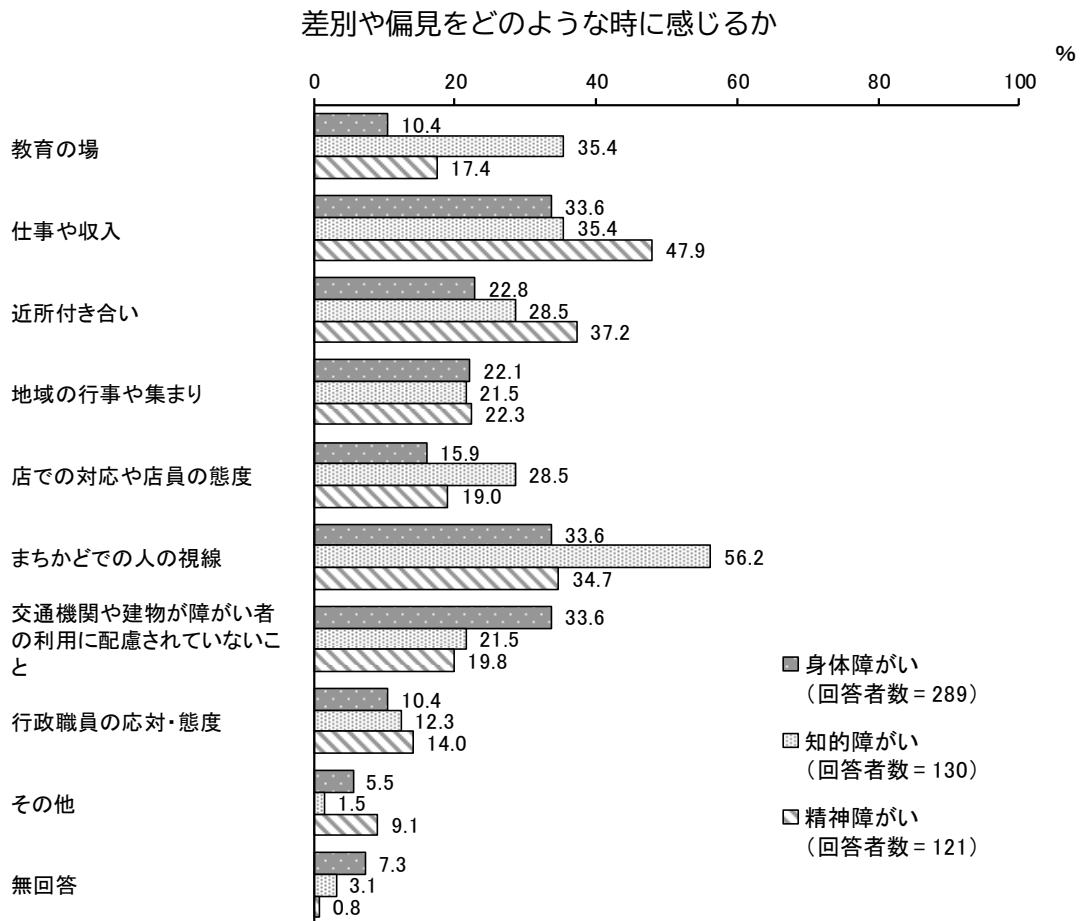


⑧ 差別や偏見をどのような時に感じるか

身体障がいでは、「仕事や収入」、「まちかどでの人の視線」、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」の割合が33.6%と最も高くなっています。

知的障がいでは、「まちかどでの人の視線」の割合が56.2%と最も高く、次いで「教育の場」、「仕事や収入」の割合が35.4%となっています。

精神障がいでは、「仕事や収入」の割合が47.9%と最も高く、次いで「近所付き合い」の割合が37.2%、「まちかどでの人の視線」の割合が34.7%となっています。

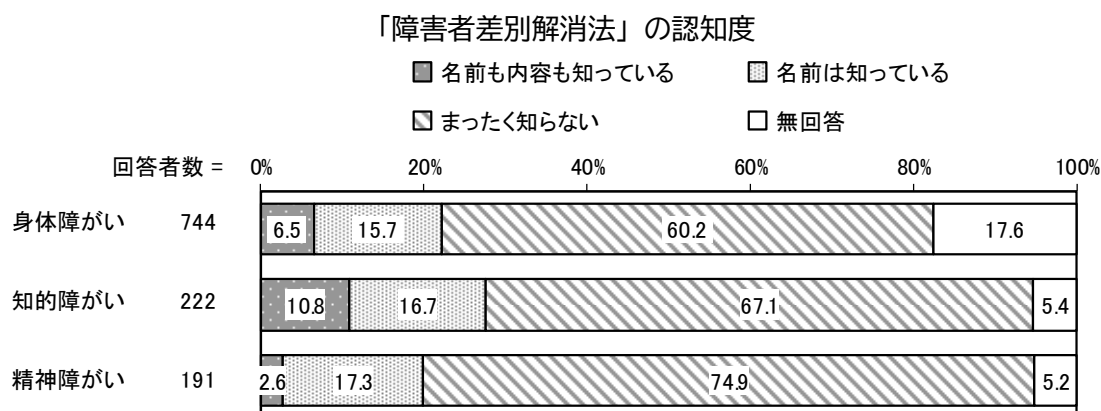


⑨ 「障害者差別解消法」の認知度

身体障がいでは、「まったく知らない」の割合が60.2%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が15.7%となっています。

知的障がいでは、「まったく知らない」の割合が67.1%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が16.7%、「名前も内容も知っている」の割合が10.8%となっています。

精神障がいでは、「まったく知らない」の割合が74.9%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が17.3%となっています。

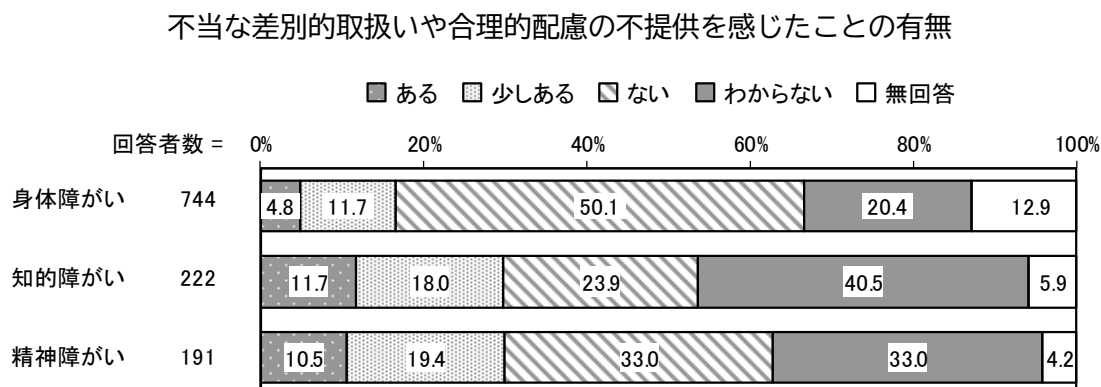


⑩ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことの有無

身体障がいでは、「ない」の割合が50.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.4%、「少しある」の割合が11.7%となっています。

知的障がいでは、「わからない」の割合が40.5%と最も高く、次いで「ない」の割合が23.9%、「少しある」の割合が18.0%となっています。

精神障がいでは、「ない」、「わからない」の割合が33.0%と最も高く、次いで「少しある」の割合が19.4%となっています。



⑪ ふだんどのように過ごしているか

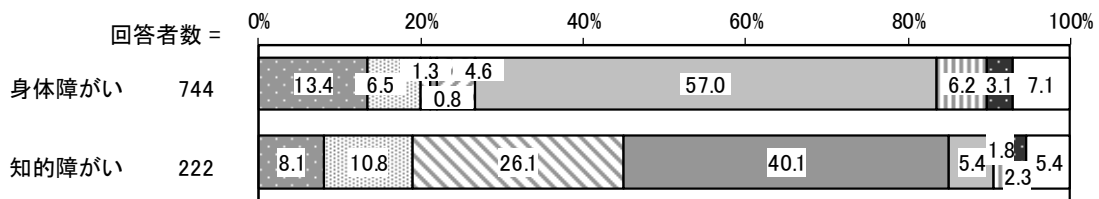
身体障がいでは、「自宅で過ごしている」の割合が57.0%と最も高く、次いで「正規の社員・従業員として働いている」の割合が13.4%となっています。

知的障がいでは、「学校や幼稚園・保育所などに通っている」の割合が40.1%と最も高く、次いで「福祉作業所などに通っている」の割合が26.1%、「パート・アルバイトとして働いている」の割合が10.8%となっています。

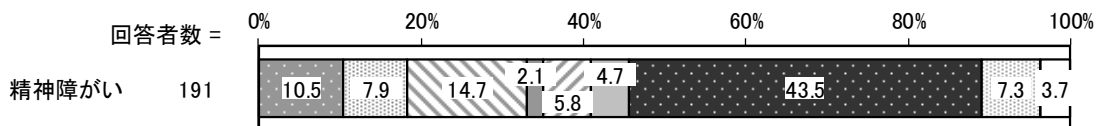
精神障がいでは、「自宅で療養中である」の割合が43.5%と最も高く、次いで「福祉作業所などに通っている」の割合が14.7%、「正規の社員・従業員として働いている」の割合が10.5%となっています。

ふだんどのように過ごしているか

- 正規の社員・従業員として働いている
- ▨ パート・アルバイトとして働いている
- ▩ 福祉作業所などに通っている
- 学校や幼稚園・保育所などに通っている
- ▨ 医療機関などで定期的に訓練・介護(入浴など)を受けている
- ▩ 自宅で過ごしている
- ▨ 医療機関や福祉施設などに入院・入所している
- その他
- 無回答



- 正規の社員・従業員として働いている
- ▨ パート・アルバイトとして働いている
- ▩ 福祉作業所などに通っている
- 学校に通っている
- ▨ 医療機関や福祉施設などに入院・入所している
- ▩ 医療機関などのデイケアに通っている
- ▨ 患者同士の集まりに参加している
- 自宅で療養中である
- ▨ その他
- 無回答

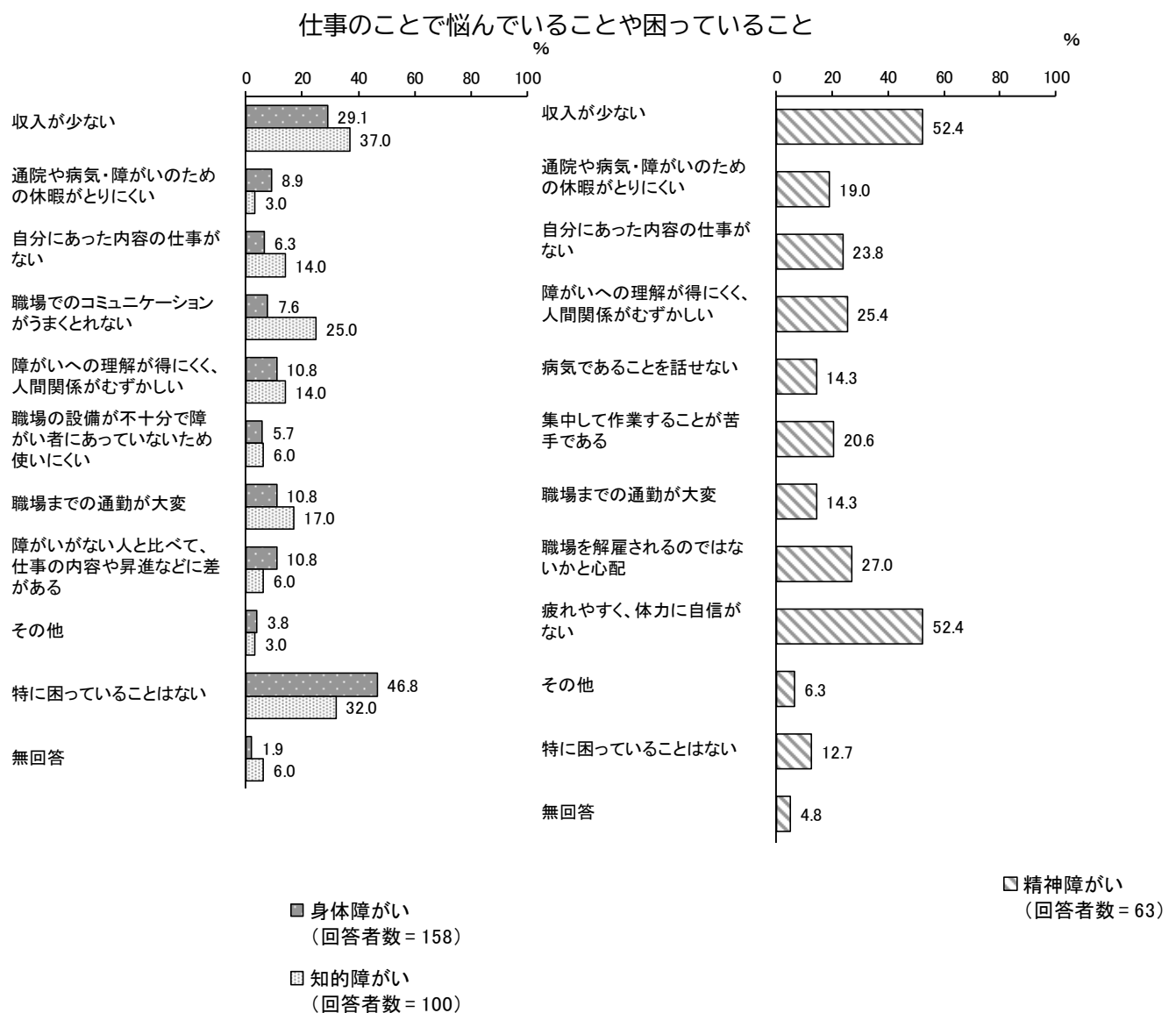


⑫ 仕事のことで悩んでいることや困っていること

身体障がいでは、「特に困っていることはない」の割合が46.8%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が29.1%、「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」、「職場までの通勤が大変」の割合が10.8%となっています。

知的障がいでは、「収入が少ない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」の割合が32.0%、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」の割合が25.0%となっています。

精神障がいでは、「収入が少ない」、「疲れやすく、体力に自信がない」の割合が52.4%と最も高く、次いで「職場を解雇されるのではないかと心配」の割合が27.0%となっています。



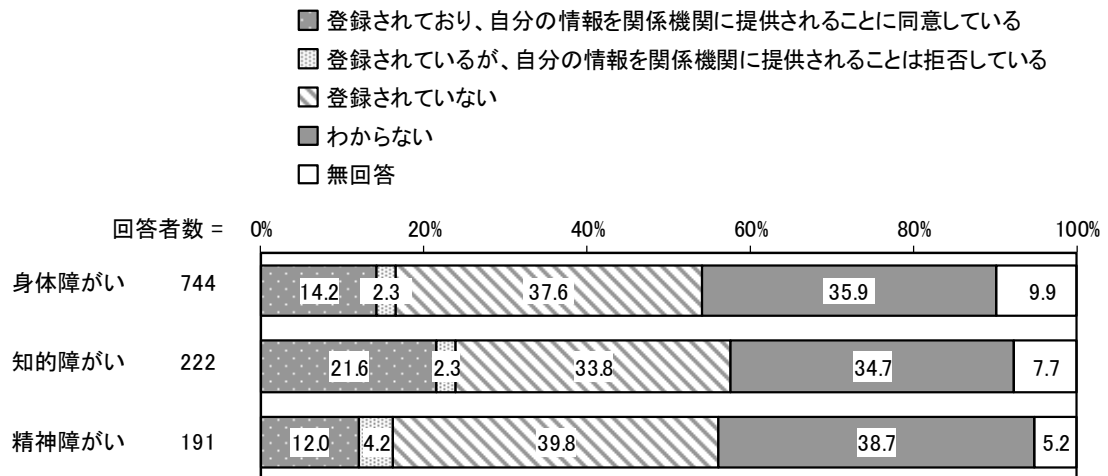
⑬ 避難行動要支援者名簿に登録されているか

身体障がいでは、「登録されていない」の割合が37.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が35.9%、「登録されており、自分の情報を関係機関に提供されることに同意している」の割合が14.2%となっています。

知的障がいでは、「わからない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「登録されていない」の割合が33.8%、「登録されており、自分の情報を関係機関に提供されることに同意している」の割合が21.6%となっています。

精神障がいでは、「登録されていない」の割合が39.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が38.7%、「登録されており、自分の情報を関係機関に提供されることに同意している」の割合が12.0%となっています。

避難行動要支援者名簿に登録されているか

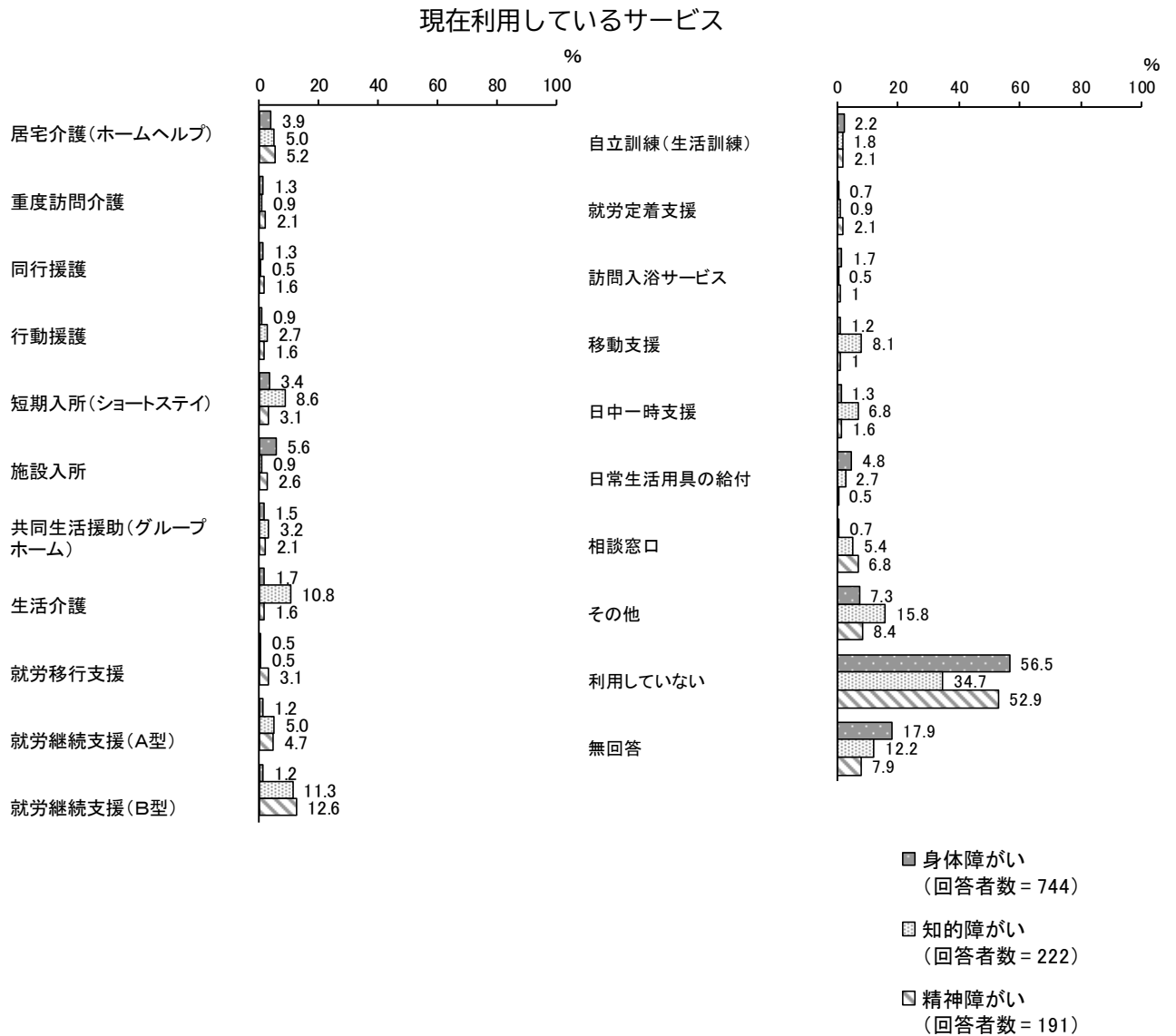


⑭ 現在利用しているサービス

身体障がいでは、「利用していない」の割合が56.5%と最も高くなっています。

知的障がいでは、「利用していない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」の割合が11.3%、「生活介護」の割合が10.8%となっています。

精神障がいでは、「利用していない」の割合が52.9%と最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」の割合が12.6%となっています。



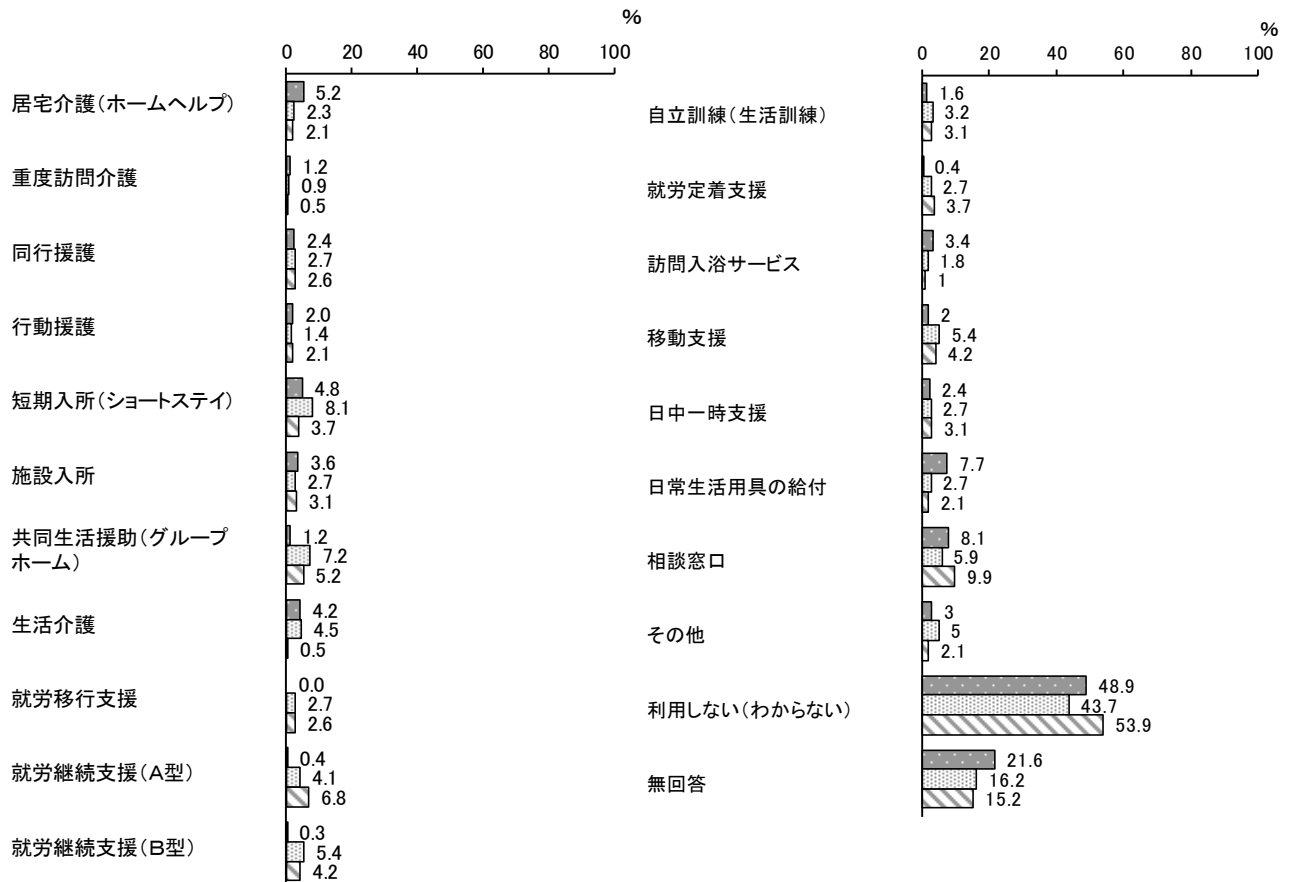
⑮ 将来（5年後までに）利用したいと考えているサービス

身体障がいでは、「利用しない（わからない）」の割合が48.9%と最も高くなっています。

知的障がいでは、「利用しない（わからない）」の割合が43.7%と最も高くなっています。

精神障がいでは、「利用しない（わからない）」の割合が53.9%と最も高くなっています。

将来（5年後までに）利用したいと考えているサービス



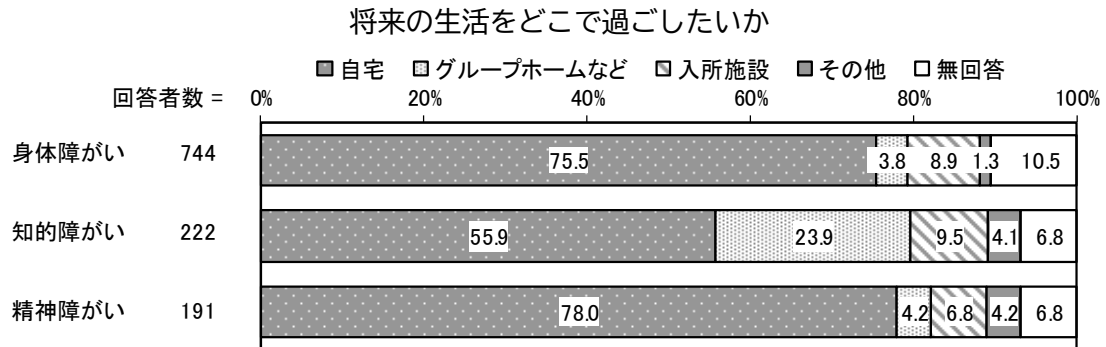
- 身体障がい
(回答者数 = 744)
- ▨ 知的障がい
(回答者数 = 222)
- 精神障がい
(回答者数 = 191)

⑯ 将来の生活をどこで過ごしたいか

身体障がいでは、「自宅」の割合が75.5%と最も高くなっています。

知的障がいでは、「自宅」の割合が55.9%と最も高く、次いで「グループホームなど」の割合が23.9%となっています。

精神障がいでは、「自宅」の割合が78.0%と最も高くなっています。

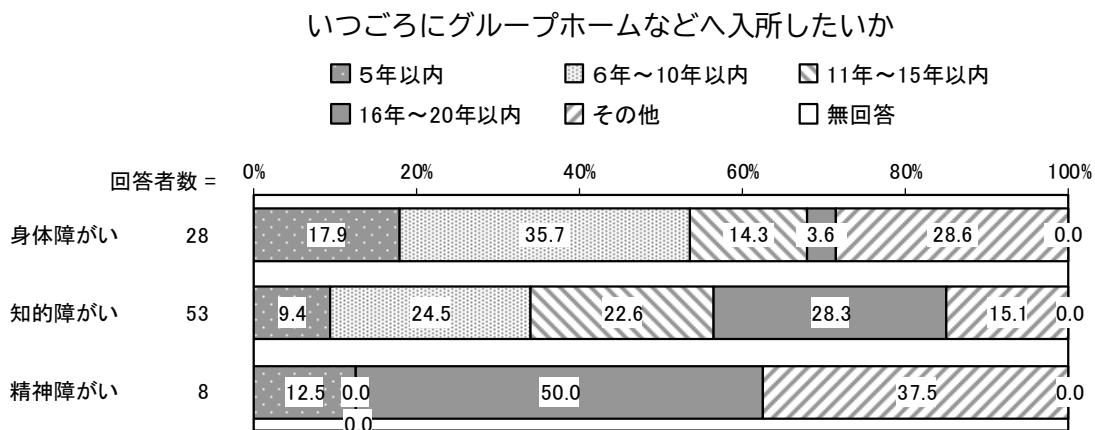


⑰ いつごろにグループホームなどへ入所したいか

身体障がいでは、「6年～10年以内」の割合が35.7%と最も高く、次いで「5年以内」の割合が17.9%、「11年～15年以内」の割合が14.3%となっています。

知的障がいでは、「16年～20年以内」の割合が28.3%と最も高く、次いで「6年～10年以内」の割合が24.5%、「11年～15年以内」の割合が22.6%となっています。

精神障がいでは、「16年～20年以内」が4件となっています。「5年以内」が1件となっています。

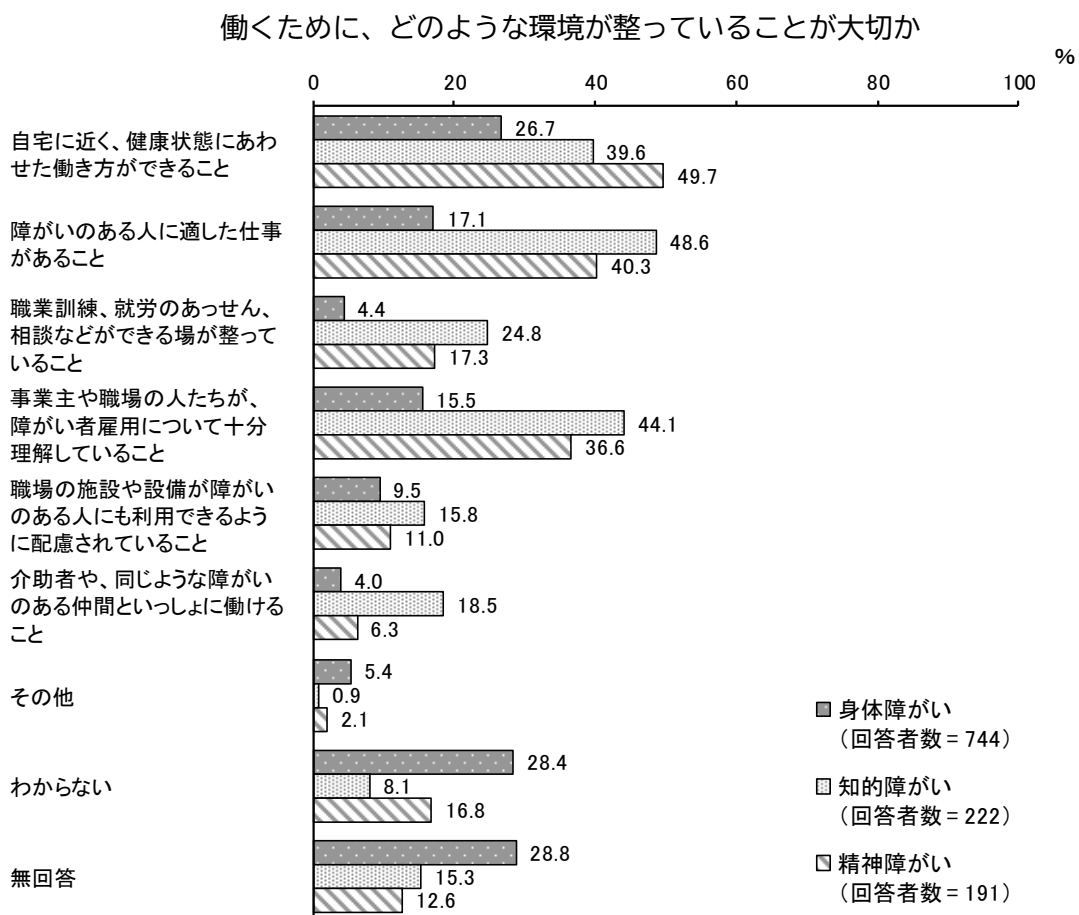


⑱ 働くために、どのような環境が整っていることが大切か

身体障がいでは、「わからない」の割合が 28.4%と最も高く、次いで「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が 26.7%、「障がいのある人に適した仕事があること」の割合が 17.1%となっています。

知的障がいでは、「障がいのある人に適した仕事があること」の割合が 48.6%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」の割合が 44.1%、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が 39.6%となっています。

精神障がいでは、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が 49.7%と最も高く、次いで「障がいのある人に適した仕事があること」の割合が 40.3%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」の割合が 36.6%となっています。

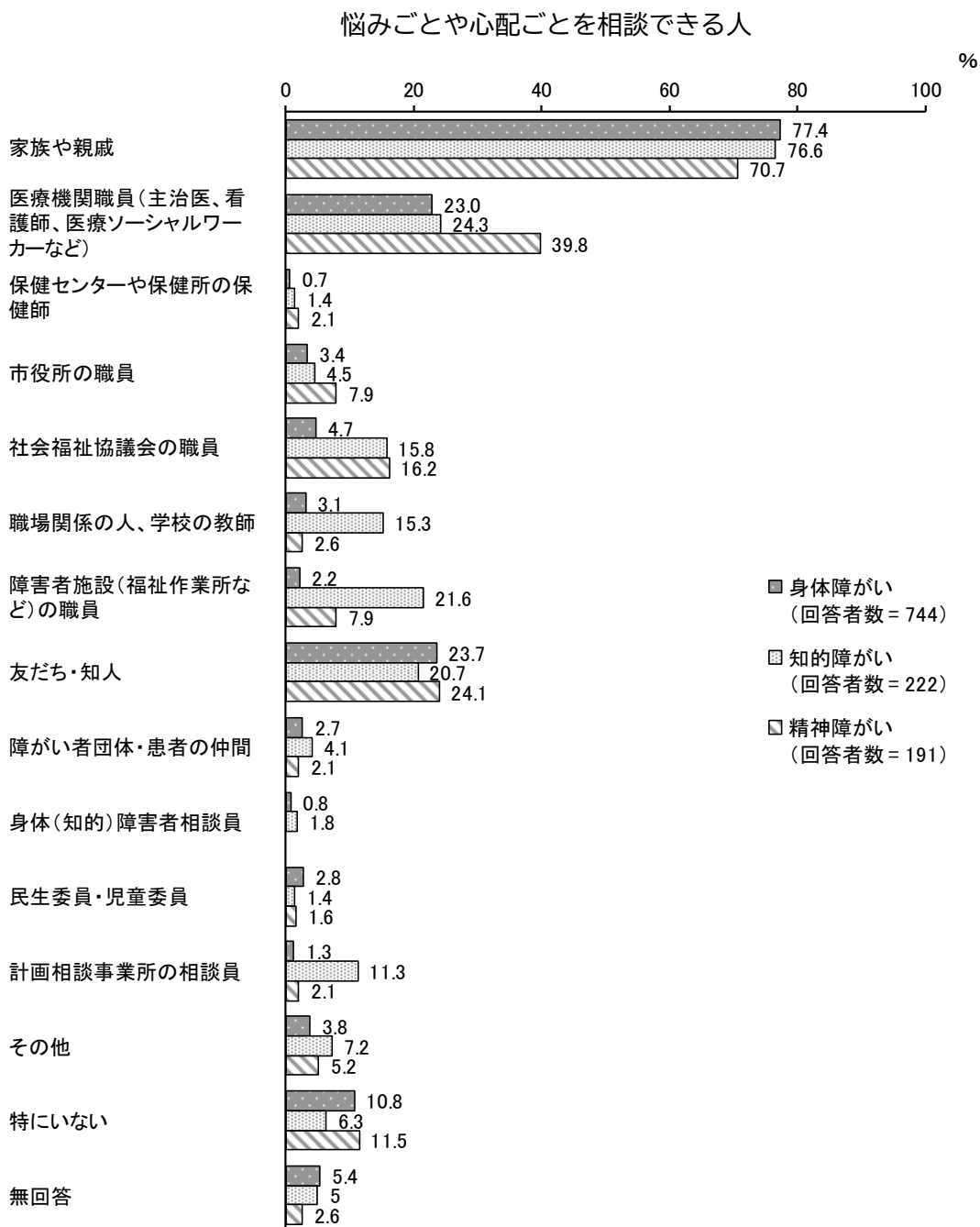


⑨ 悩みごとや心配ごとを相談できる人

身体障がいでは、「家族や親戚」の割合が 77.4%と最も高く、次いで「友だち・知人」の割合が 23.7%、「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」の割合が 23.0%となっています。

知的障がいでは、「家族や親戚」の割合が 76.6%と最も高く、次いで「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」の割合が 24.3%、「障害者施設（福祉作業所など）の職員」の割合が 21.6%となっています。

精神障がいでは、「家族や親戚」の割合が 70.7%と最も高く、次いで「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」の割合が 39.8%、「友だち・知人」の割合が 24.1%となっています。

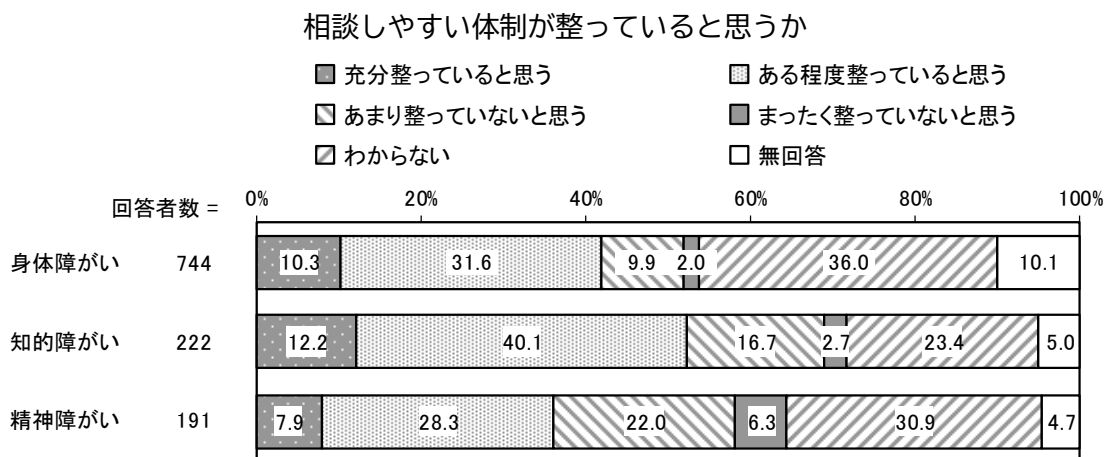


⑳ 相談しやすい体制が整っていると思うか

身体障がいでは、「わからない」の割合が36.0%と最も高く、次いで「ある程度整っていると思う」の割合が31.6%、「充分整っていると思う」の割合が10.3%となっています。

知的障がいでは、「ある程度整っていると思う」の割合が40.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.4%、「あまり整っていないと思う」の割合が16.7%となっています。

精神障がいでは、「わからない」の割合が30.9%と最も高く、次いで「ある程度整っていると思う」の割合が28.3%、「あまり整っていないと思う」の割合が22.0%となっています。

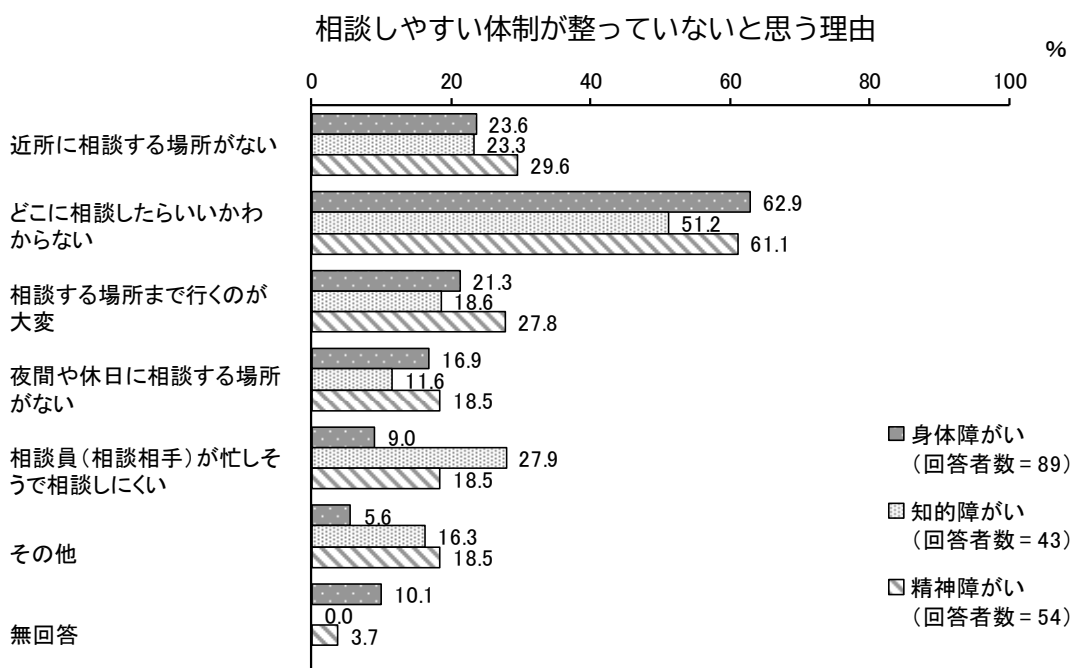


② 相談しやすい体制が整っていないと思う理由

身体障がいでは、「どこに相談したらいいかわからない」の割合が 62.9%と最も高く、次いで「近所に相談する場所がない」の割合が 23.6%、「相談する場所まで行くのが大変」の割合が 21.3%となっています。

知的障がいでは、「どこに相談したらいいかわからない」の割合が 51.2%と最も高く、次いで「相談員（相談相手）が忙しそうで相談しにくい」の割合が 27.9%、「近所に相談する場所がない」の割合が 23.3%となっています。

精神障がいでは、「どこに相談したらいいかわからない」の割合が 61.1%と最も高く、次いで「近所に相談する場所がない」の割合が 29.6%、「相談する場所まで行くのが大変」の割合が 27.8%となっています。

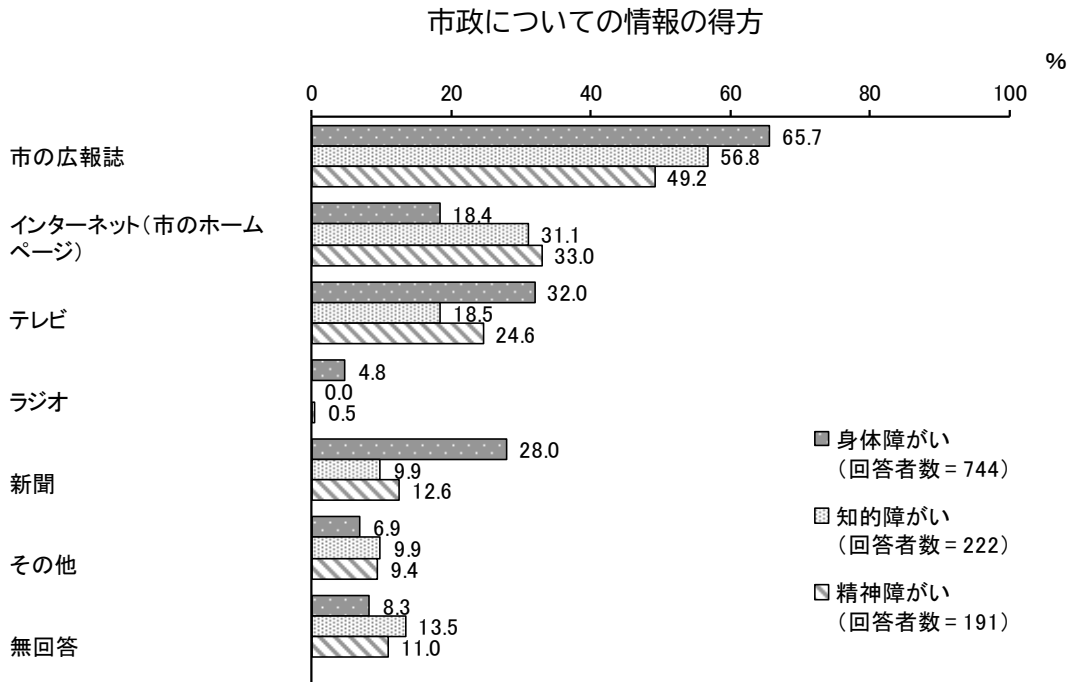


② 市政についての情報の取得方法

身体障がいでは、「市の広報誌」の割合が65.7%と最も高く、次いで「テレビ」の割合が32.0%、「新聞」の割合が28.0%となっています。

知的障がいでは、「市の広報誌」の割合が56.8%と最も高く、次いで「インターネット(市のホームページ)」の割合が33.1%、「テレビ」の割合が18.5%となっています。

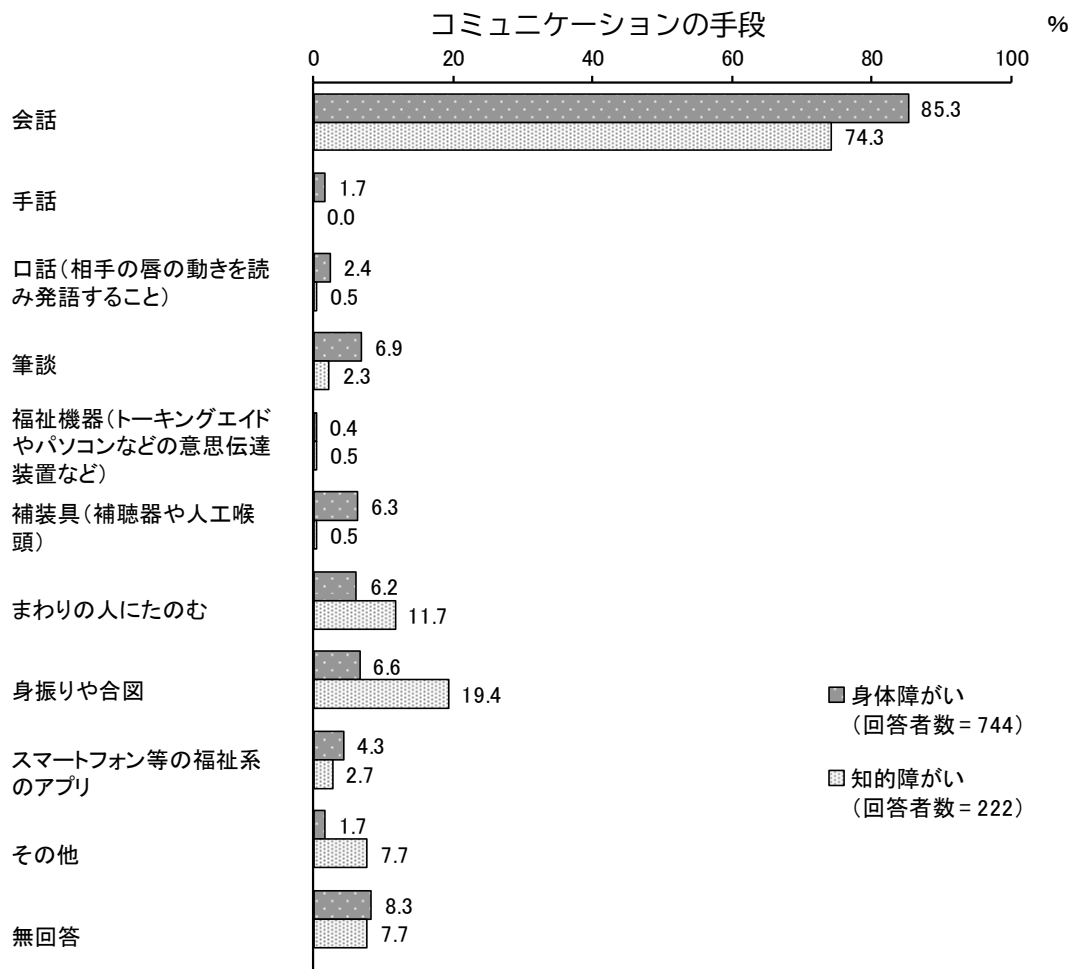
精神障がいでは、「市の広報誌」の割合が49.2%と最も高く、次いで「インターネット(市のホームページ)」の割合が33.0%、「テレビ」の割合が24.6%となっています。



②③ コミュニケーションの手段

身体障がいでは、「会話」の割合が85.3%と最も高くなっています。

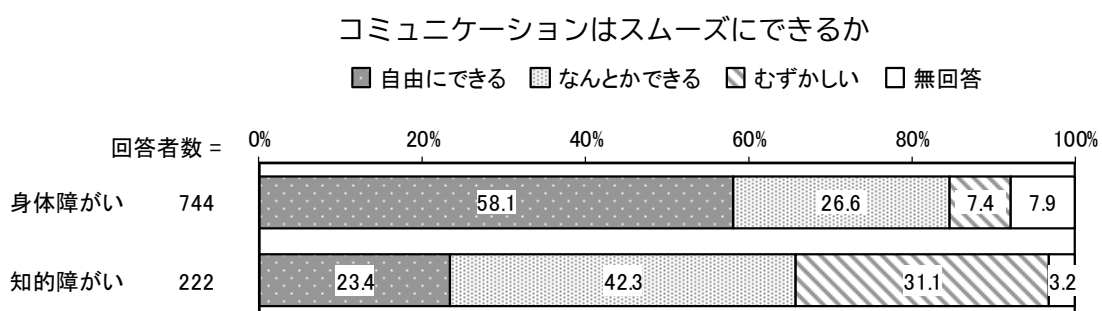
知的障がいでは、「会話」の割合が74.3%と最も高く、次いで「身振りや合図」の割合が19.4%、「まわりの人にたのむ」の割合が11.7%となっています。



②④ コミュニケーションはスムーズにできるか

身体障がいでは、「自由にできる」の割合が58.1%と最も高く、次いで「なんとかできる」の割合が26.6%となっています。

知的障がいでは、「なんとかできる」の割合が42.3%と最も高く、次いで「むずかしい」の割合が31.1%、「自由にできる」の割合が23.4%となっています。



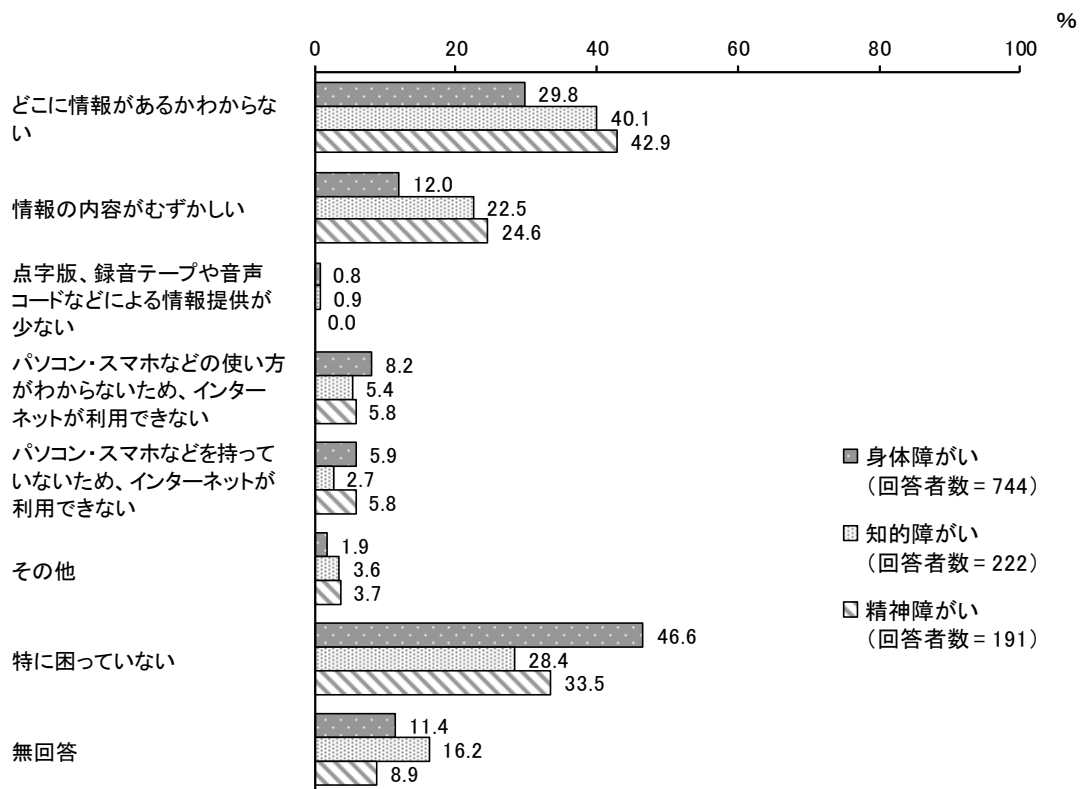
⑤ 福祉に関する情報の入手について困っていること

身体障がいでは、「特に困っていない」の割合が46.6%と最も高く、次いで「どこに情報があるかわからない」の割合が29.8%、「情報の内容がむずかしい」の割合が12.0%となっています。

知的障がいでは、「どこに情報があるかわからない」の割合が40.1%と最も高く、次いで「特に困っていない」の割合が28.4%、「情報の内容がむずかしい」の割合が22.5%となっています。

精神障がいでは、「どこに情報があるかわからない」の割合が42.9%と最も高く、次いで「特に困っていない」の割合が33.5%、「情報の内容がむずかしい」の割合が24.6%となっています。

福祉に関する情報の入手について困っていること



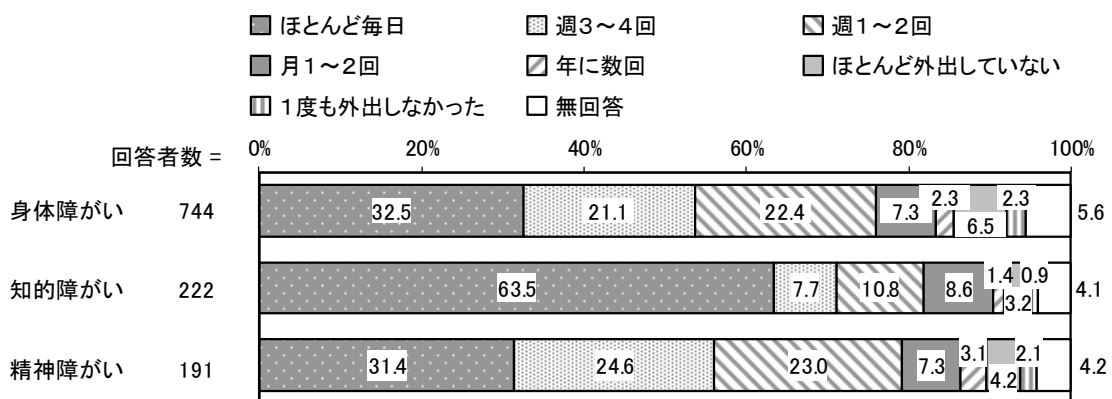
②⑥ 過去1年間の外出頻度

身体障がいでは、「ほとんど毎日」の割合が 32.5%と最も高く、次いで「週1～2回」の割合が 22.4%、「週3～4回」の割合が 21.1%となっています。

知的障がいでは、「ほとんど毎日」の割合が 63.5%と最も高く、次いで「週1～2回」の割合が 10.8%となっています。

精神障がいでは、「ほとんど毎日」の割合が 31.4%と最も高く、次いで「週3～4回」の割合が 24.6%、「週1～2回」の割合が 23.0%となっています。

過去1年間の外出頻度

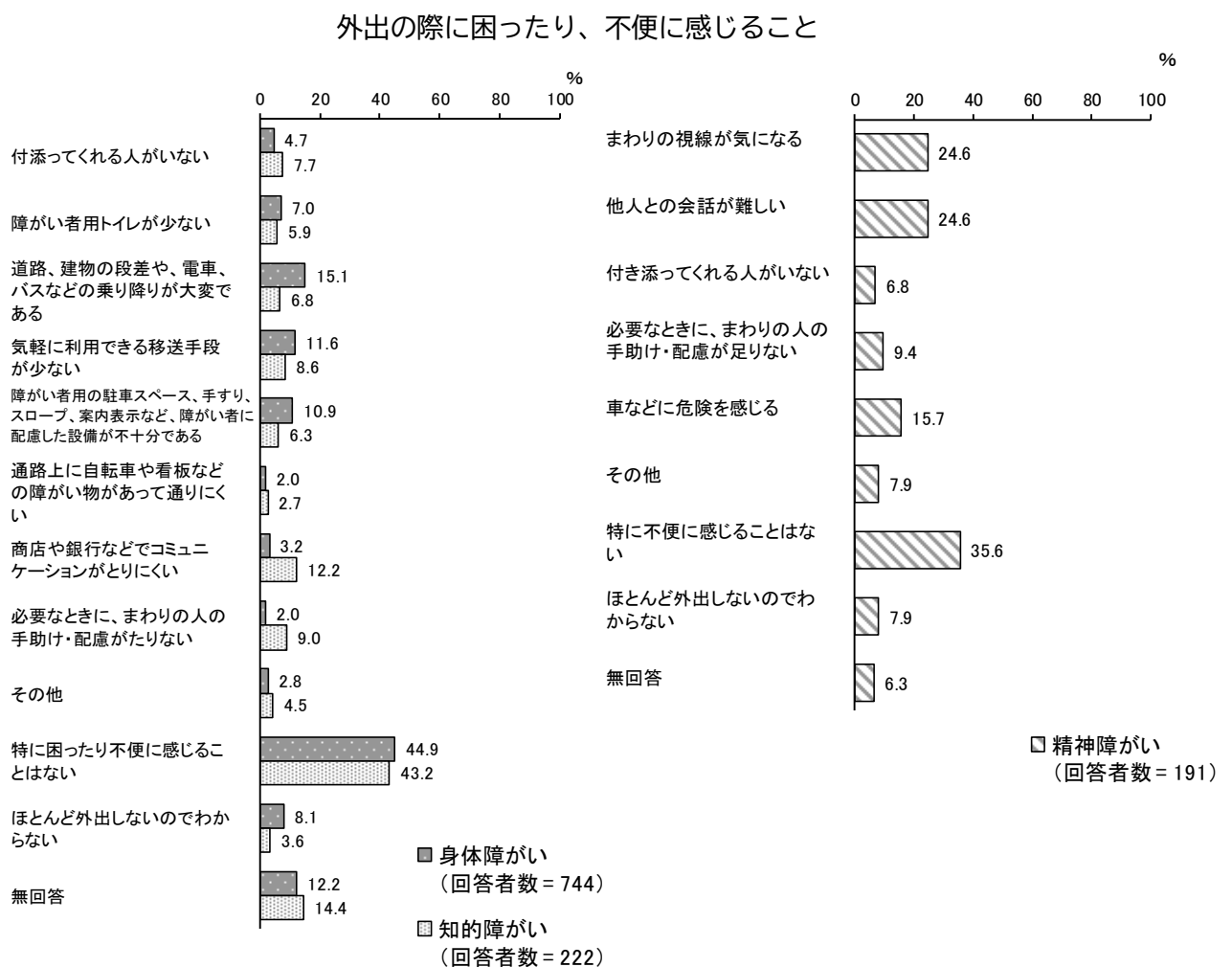


⑳ 外出の際に困ったり、不便に感じること

身体障がいでは、「特に困ったり不便に感じることはない」の割合が 44.9%と最も高く、次いで「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」の割合が 15.1%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」の割合が 11.6%となっています。

知的障がいでは、「特に困ったり不便に感じることはない」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」の割合が 12.2%となっています。

精神障がいでは、「特に不便に感じることはない」の割合が 35.6%と最も高く、次いで「まわりの視線が気になる」、「他人との会話が難しい」の割合が 24.6%となっています。

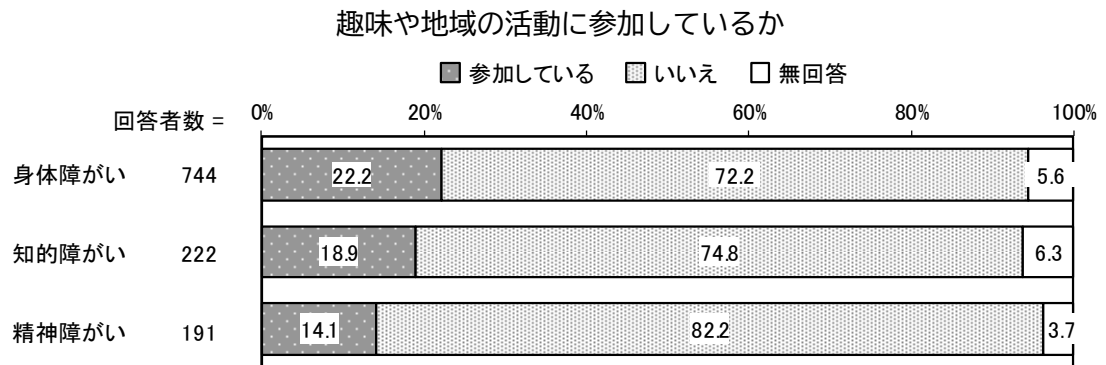


⑳ 趣味や地域の活動に参加しているか

身体障がいでは、「参加している」の割合が 22.2%、「いいえ」の割合が 72.2%となっています。

知的障がいでは、「参加している」の割合が 18.9%、「参加していない」の割合が 74.8%となっています。

精神障がいでは、「参加している」の割合が 14.1%、「いいえ」の割合が 82.2%となっています。

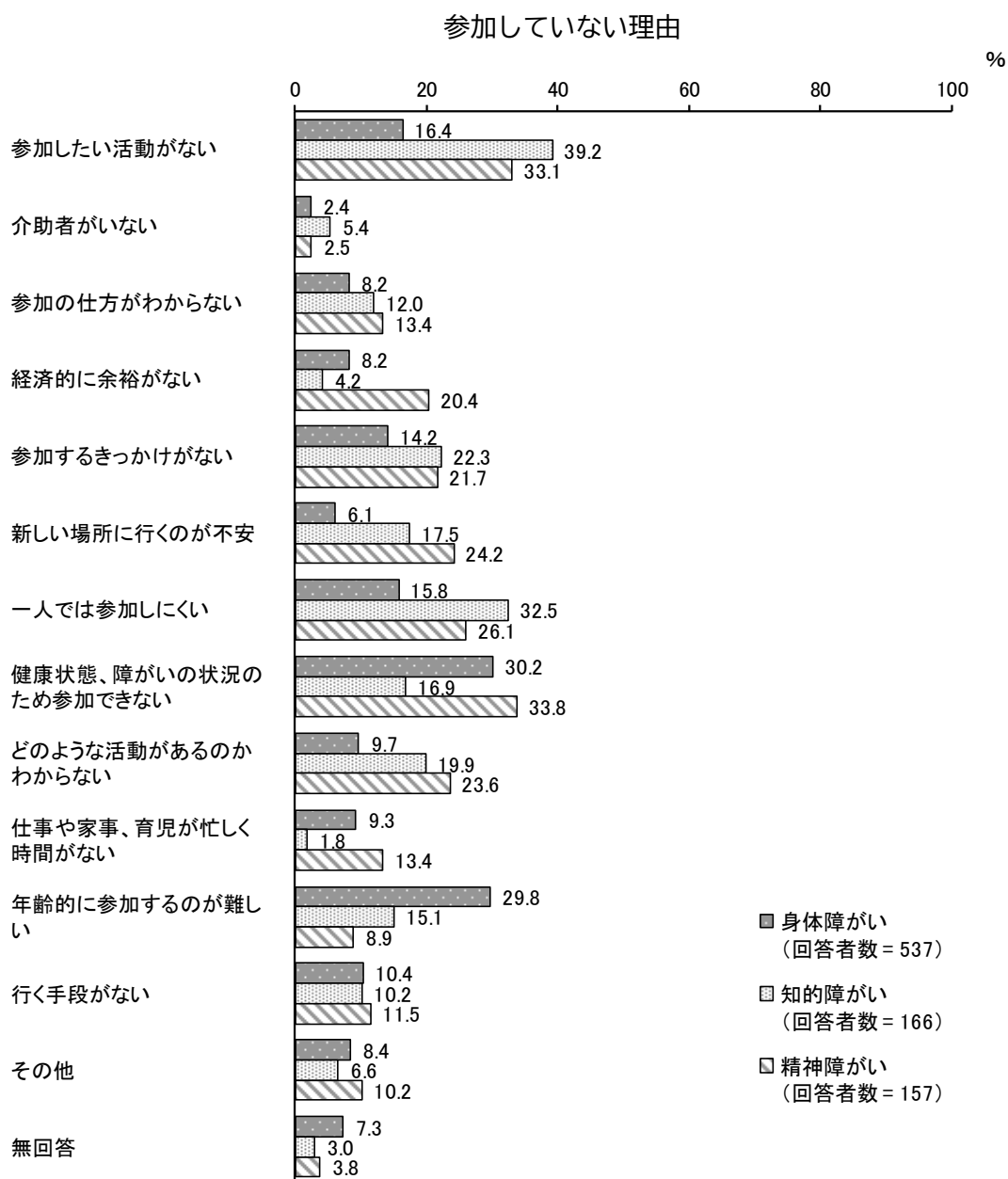


⑨ 参加していない理由

身体障がいでは、「健康状態、障がいの状況のため参加できない」の割合が30.2%と最も高く、次いで「年齢的に参加するのが難しい」の割合が29.8%、「参加したい活動がない」の割合が16.4%となっています。

知的障がいでは、「参加したい活動がない」の割合が39.2%と最も高く、次いで「一人では参加しにくい」の割合が32.5%、「参加するきっかけがない」の割合が22.3%となっています。

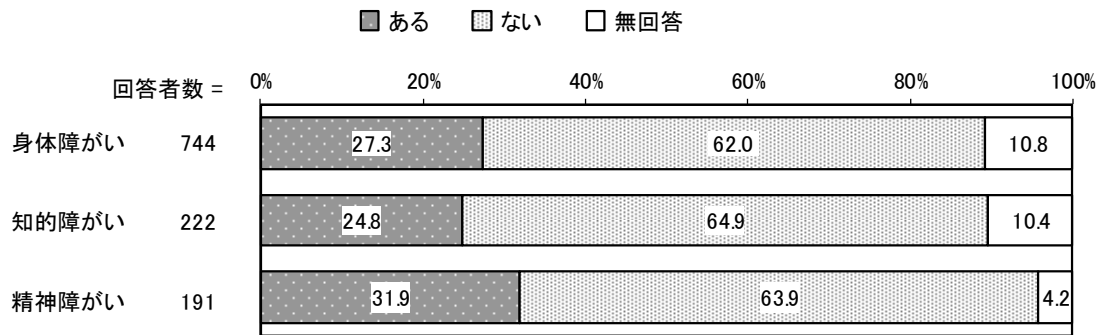
精神障がいでは、「健康状態、障がいの状況のため参加できない」の割合が33.8%と最も高く、次いで「参加したい活動がない」の割合が33.1%、「一人では参加しにくい」の割合が26.1%となっています。



③⑩ 外出先で困ったとき、知らない方から手助けや配慮をもらった経験の有無

身体障がいでは、「ある」の割合が27.3%、「ない」の割合が62.0%となっています。
 知的障がいでは、「ある」の割合が24.8%、「ない」の割合が64.9%となっています。
 精神障がいでは、「ある」の割合が31.9%、「ない」の割合が63.9%となっています。

外出先で困ったとき、知らない方から手助けや配慮をもらった経験の有無



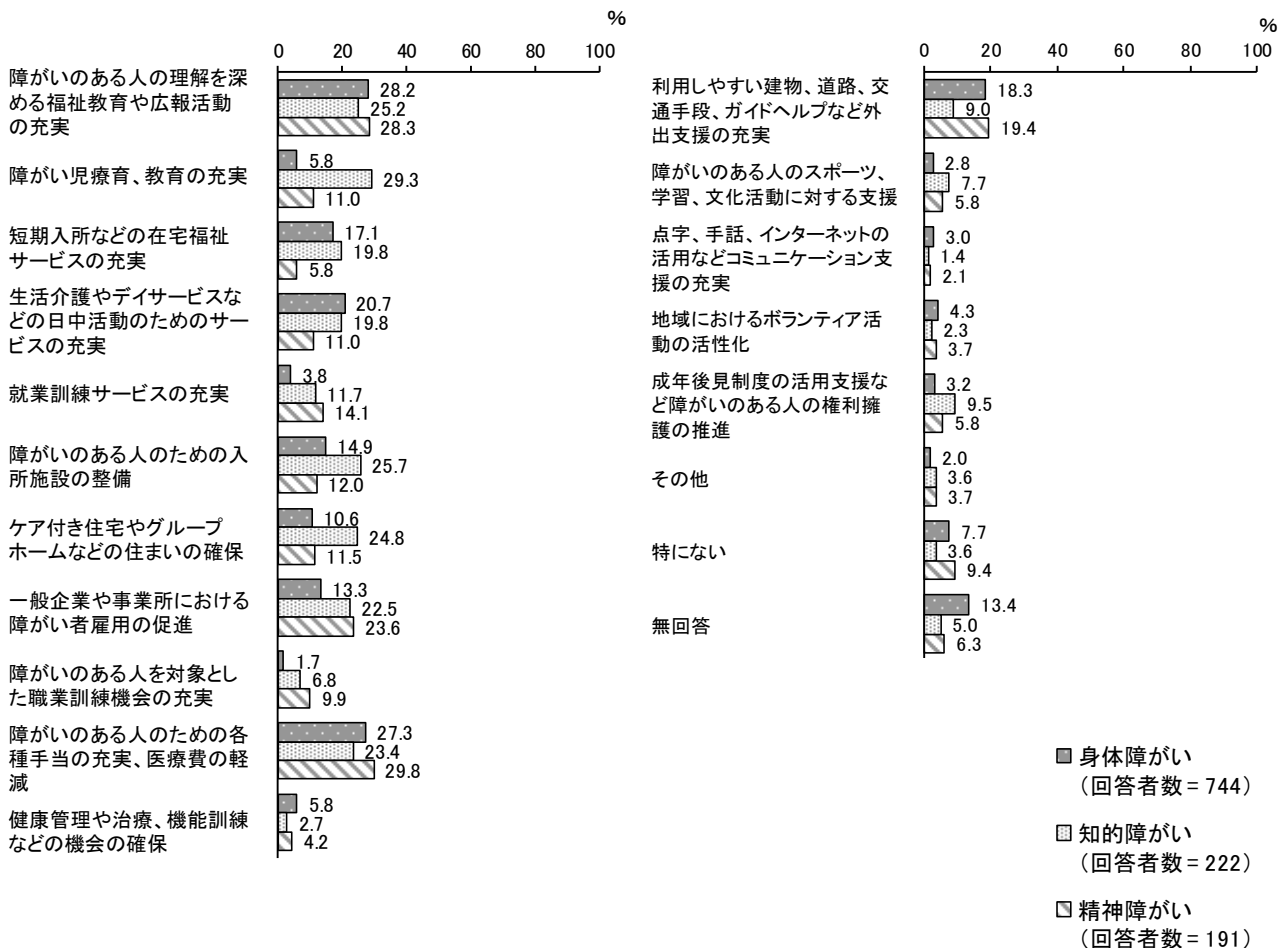
③ 市が力を入れる必要があると思うこと

身体障がいでは、「障がいのある人の理解を深める福祉教育や広報活動の充実」の割合が28.2%と最も高く、次いで「障がいのある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」の割合が27.3%、「生活介護やデイサービスなどの日中活動のためのサービスの充実」の割合が20.7%となっています。

知的障がいでは、「障がい児療育、教育の充実」の割合が29.3%と最も高く、次いで「障がいのある人のための入所施設の整備」の割合が25.7%、「障がいのある人の理解を深める福祉教育や広報活動の充実」の割合が25.2%となっています。

精神障がいでは、「障がいのある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」の割合が29.8%と最も高く、次いで「障がいのある人の理解を深める福祉教育や広報活動の充実」の割合が28.3%、「一般企業や事業所における障がい者雇用の促進」の割合が23.6%となっています。

市が力を入れる必要があると思うこと



5 障がい者団体向けアンケート調査の結果

①啓発や広報における課題や問題点

- ・「障がい者フェスタ」のような催しを行い、健常者、障がい者を中心に市内の関係福祉団体がすべて参加し、交流し、イベントを楽しむことにより、啓発・広報を行う。
- ・視覚障がい者への情報不足。特に新規会員がみつけにくい。
- ・慢性腎臓病の透析患者を増やさないよう、定期検診等で異常が認められた場合には、腎臓内科専門医での受診を促してほしい。
- ・慢性腎臓病についての相談日を定期的に設けてほしい。

②保健・医療施策における課題や問題点

- ・以前と比べ、医療、診療科目も多くなり、それぞれの専門分野を見極めた上で対処できている。
- ・「障がい者フェスタ」の様な催しの中に「保健、医療相談コーナー」を設け、どのような機関があるかをPRし、さらに相談も受け付けることが必要。

③障がい福祉サービスの情報やサービスの充実などの課題

- ・役所での福祉サービス内容、社協での福祉サービス、その他広域活動でのサービス等が展開されているが、障がい者自身が受けたいサービスを選択しやすい状況を示してほしい。
- ・民間のグループホームは次第に整いつつあるが、公共にしか出来ない住の設備を是非やってもらいたい。
- ・福祉サービスの内容についての周知徹底がなされていないため、利用できるものもできない。

④障がい者が地域で暮らしていくうえでの地域の理解や交流

- ・障がい者も積極的に地域活動に溶け込んで生活をすれば自然と理解度も上がる。
- ・「障がい者フェスタ」を計画して欲しい。
- ・障がい者として一般の人の中へ飛び込んで理解してもらいたいのは、勇気があること。
- ・自治体での集会等があった時には声をかけてもらいたい。
- ・障がい者の中には、人に知られたくない人もいる。

⑤障がい児の療育や教育における課題や問題点

- ・今は普通学級と支援学級を選択出来るが、どちらが良いとは決め兼ねることがあり、良く見極める必要がある。
- ・基幹相談支援センターのPRを広く深く進めることが必要。

⑥雇用・就労施策における課題や問題点

- ・障がい者雇用促進法等で大変良くなったと思うが、今回のコロナ禍で健常者でも就労不要が増して来て大変だと心配している。
- ・市内事業者へ法定雇用率の徹底セミナーや優良事業者のレクチャーの実施が必要。
- ・情報不足に尽きる。
- ・週に数回透析を受けている方など、仕事に就くことが難しいと感じたり、責任のある職務を不安に感じる方がいる。

⑦障がい者にやさしいまちづくりを進める上で、現状における問題点や取り組みのあり方

- ・公的機関によるグループホームの設置。
- ・障がい区分や入所費用の問題を軽減してほしい。
- ・移動支援の時間をふくめた充実。
- ・タクシー補助券の充実。
- ・コミュニティバスの本数が少ない。時間に遅れることが多いので、特に視覚障がいの方は不安を感じる。
- ・病院への通院や生活(買い物や支払い等)するのに、地域バスや乗り合いタクシーを移動したい日に、移動したい時間に使えるように充実しているとありがたい。
- ・瑞穂市内の場合は、1回ワンコイン(500円)で好きな時間帯に買い出しの往復が出来るように考えてほしい。
- ・バリアフリーが叫ばれるようになってから、依然と比べて大幅に活動できるようになった。

⑧障がい者が安心して暮らせるための防犯・防災の対策についての不安や課題

- ・災害時の要支援制度の拡充が必要。個人情報や同意書の関係で開示が難しい様ですが重大事故等の場合、支障の無き様にしてもらいたい。
- ・防災ボランティアと連携した訓練を実施して欲しい。
- ・災害があった場合の通院手段には、不安を感じている。徒歩で行ける範囲に医療施設が確保できるようにしてほしい。
- ・避難所や福祉避難において、透析患者に特化した食事管理や通院手段を考えてほしい。

⑨障がい者がより一層スポーツや文化に親しむための取り組み・課題

- ・今はパラリンピック等で障がい者スポーツも大変理解されて来て良い事だと思う。競技会場も、色々拡充されていていいと感じる。

⑩障がい者が障がい福祉サービス等に関する情報へのアクセスや意思疎通支援の充実について、不安や課題

- ・今の世の中、電話、スマホ、IT、ネット、ライン、アプリ等聞いた事、見た事だけでは、記録保持に難点があり、やはり紙面での後々の確認、保管等が必要。
- ・情報そのものが伝わっていない。

⑪障がい者の権利擁護について、現状・課題

- ・差別解消法制度で、大変世の中が変わり、ありがたい。
- ・組織に入っていない障がい者が多いので、その人たちの現状把握が先決問題。
- ・透析患者も障がい者用の駐車スペースを利用しやすくなると良い。

⑫SDGs についての取り組みや課題

- ・特になし

⑬団体として、活動上の問題

- ・会員の高齢化。役員不足。会員減少。
- ・組織化率の低下。
- ・会員になる人の情報がないため、組織がだんだん高齢化してきて、次代を担う人が不足してきている。

⑭団体に所属されている障がい者やご家族から聞く不安や悩み

- ・短期入所施設は整備していただいたがグループホームを市で実施してほしい。
- ・物価高のため、いまの年金で生活を維持していくことが困難を極めている。
- ・将来、障がい者だけの独居になった場合の不安がある。特に移動手段が心配である。何かしらの支援があるのか知りたい。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「瑞穂市第2次総合計画」では、本市の将来像として「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を掲げ、「安全で安心して暮らせるまち」「便利で快適に暮らせる美しいまち」「心が通う助け合いのまち」「夢あふれ希望に満ちたまち」「活力あふれる元気なまち」を目標に掲げています。

障がい者福祉分野では、障がいのある人のライフステージに応じた、切れ目のない支援が受けられるまちづくりとともに、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりを進めています。

【 基本理念 】

心がかよい、ともに暮らせる やさしいまちをめざして

本計画の基本理念については、これまでの障がい福祉の推進に関する取り組みとの連続性、整合性から第2期計画の理念「心がかよい、ともに暮らせる やさしいまちをめざして」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、誰もが地域の中で当たり前の生活が送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」と一人の人間としての人間性の回復をめざす「リハビリテーション」の理念に加え、国連サミットで採択された世界共通の開発目標あるSDGsの「誰一人取り残さない」という考え方、及び前記の基本理念を掲げ、全ての人にとって住みよい、豊かな地域社会の構築をめざします。

2 計画の基本目標

(1) 総合的な生活支援の体制づくり

障がいのある人々が住み慣れた地域で、必要な支援を受け自立した生活を続けていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられるように、保健・医療サービスや福祉サービスの充実・連携や、ニーズに合ったサービスの提供、また、包括的な相談支援体制の充実を通じ、障がいのある人々やその家族を総合的に支援できる体制づくりを進めます。

また、年齢、性別を問わず、障がい者の多様なニーズに対応できるように、情報提供体制の拡充、関係機関との連携強化、人材の育成等を推進し、総合的な生活支援体制の整備・強化を図るとともに、障がい者一人一人の権利擁護に努めます。

(2) 共生社会の基盤づくり

障がいのある人が、幼いころから地域の中で安心して生活を続けることができるように、保健・医療・福祉が連携し、障がいの早期発見・早期療育に努め、障がいの種類等を踏まえた適切な療育指導や個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めます。

また、一人一人が自立した生活を送ることができるよう、各種関係機関との連携を通じた「切れ目のない支援」により、経済的自立の基本となる一般就労や就労先への定着に向けた支援や、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、文化芸術活動に積極的に参加し、楽しむことができる環境整備を進め、共生社会の基盤づくりに努めます。

(3) 全ての人にやさしいまちづくり

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。また、防犯知識の普及啓発によって市民の防犯意識の向上を支援するとともに、地域住民や関係機関との連携により、防犯活動の促進を図ります。

さらに、障がい者をめぐる「社会的障壁」を取り除き、特に、障がい者差別の解消を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の啓発活動に重点的に取り組み、ボランティア活動などの活発な展開の中から、障がいを理由とする差別のない共に生き共に支え合う地域社会の構築に努め、本市に住む全ての人々にやさしいまちづくりを推進します。

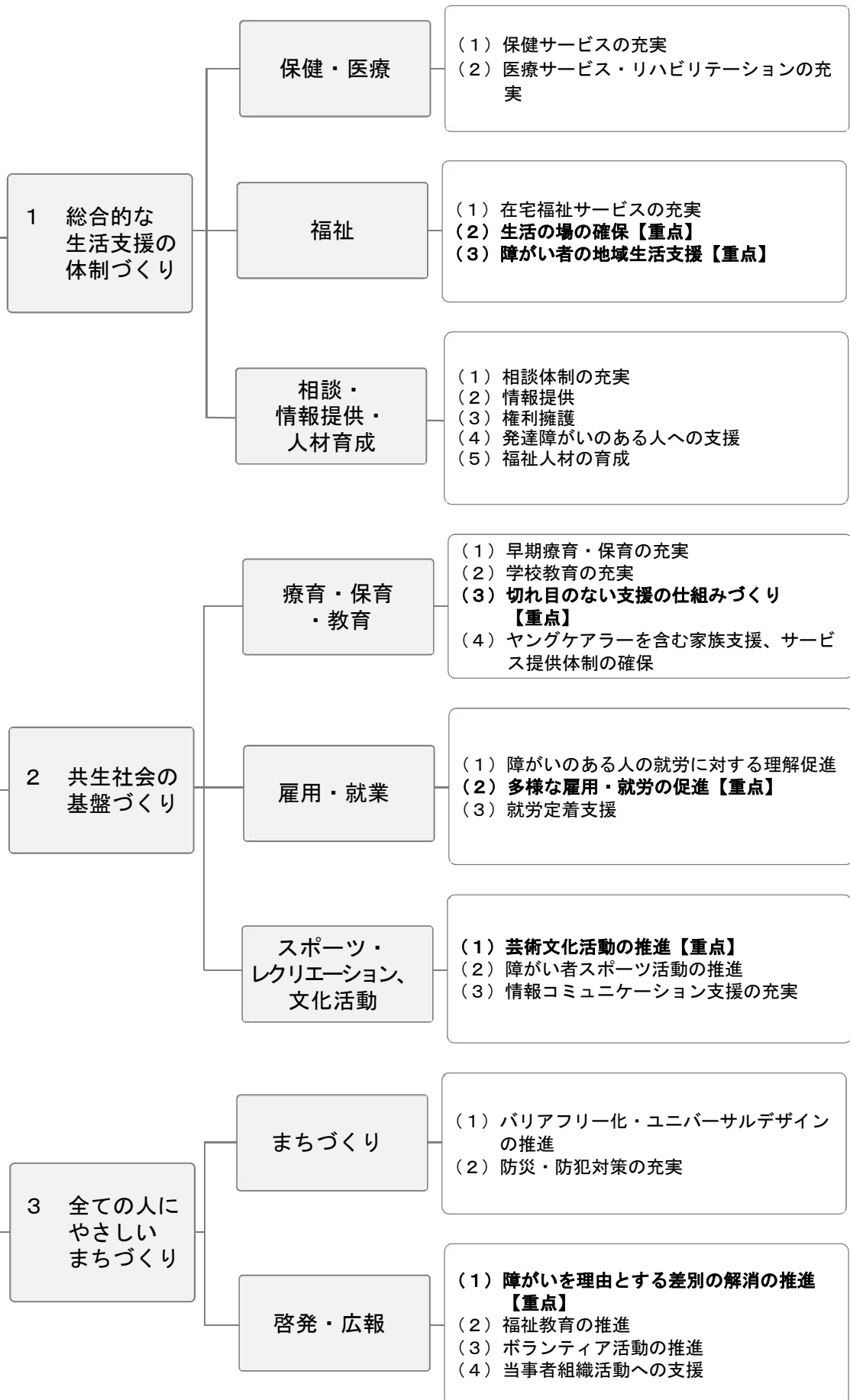
3 計画の体系

[基本理念] [基本目標]

[分野]

[推進施策]

心がかよひ、ともに暮らせる やさしいまちをめざして



第4章 第4次瑞穂市障害者計画

1 総合的な生活支援の体制づくり



(1) 保健・医療

障がいのある人に対する医療やリハビリテーションの充実は、病気の治療だけにとどまらず、障がいの軽減を図り、障がいのある人の社会的自立を促進するためには、不可欠なものであり、身近な地域で治療や対応ができるようにすることが重要です。

ライフステージに応じた課題や障がい特性を理解した対応ができるよう、関係機関の連携による相談支援体制の整備や障がいの原因となる疾病等の発生予防、早期発見・早期治療、適切なリハビリテーションなど、保健・医療の充実を推進します。

① 保健サービスの充実

健康診査等の保健事業の充実を通じ、生活習慣病予防や、障がいや疾病の早期発見を図り、適切な治療や保健指導等に結び付けていくことで、各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。また、重度障がい者・医療的ケア児に必要なサービスを提供できるよう、支援体制の整備に取り組みます。

項目	内容
障がいの特性に応じた相談体制の充実	障がいの特性に応じた相談体制を充実し、支援の継続と調整のため、保健、医療、福祉、教育、就労などの適切な機関と連携を図り、コーディネートや情報提供を行います。 また、直接出向いていくアウトリーチ体制の構築について検討を行います。
母子保健事業の充実	障がいの早期発見、早期治療、早期支援という観点から、妊娠期、出産、新生児期、乳児期、幼児期、就学期などの発達段階に応じた健康診査・相談事業の充実に努めます。 また、未受診者の把握や、事後健（検）診とその後のフォロー体制の充実を図るとともに、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。
生活習慣病の予防と早期発見による障がいの予防	生活習慣病の予防、早期発見が、障がいの予防につながることから、食生活改善等の健康教育の充実及び各種健（検）診の充実と受診率の向上を図ります。
保健所等との連携	精神障がい者が安心して地域で生活できるよう、また、難病患者が安心して在宅療養ができるよう、保健所等関係機関との連携を図り、医療費助成等の各種制度により支援します。

項目	内容
重度障がい者・医療的ケア児への支援の充実	重度の障がい者等が地域生活を送ることができるよう、サービス事業者の情報や障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス事業者の参入促進等による社会資源の整備に取り組みます。

② 医療サービス・リハビリテーションの充実

医師会・歯科医師会・薬剤師会など関係機関と連携を図り、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーションなどを、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実を推進します。

また、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図り、協議していくとともに、コーディネーターの継続的な育成・配置に取り組みます。

項目	内容
障がい者の診療体制の整備	身近なところで安心して医療が受けられるよう、障がいのある人の利用に配慮した施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入などについて医療機関等へ今後とも協力を求めます。また、コミュニケーションに不自由を抱える聴覚・言語・視覚障がい者のための支援体制の充実についても併せて協力を依頼していきます。
訪問歯科診療	通院が困難な障がいのある人に対する訪問歯科診療について、歯科医師会等の協力を得て、一層の利用推進を行います。
訪問看護	障がいのある人へ訪問看護の制度内容の周知と適切な利用促進を図ります。
医療機関への福祉情報の提供	障がい福祉サービスの利用、普及・啓発を促進するため、各医療機関に対し、様々な機会を通じて障がい福祉に関する情報を提供します。
医療機関におけるリハビリテーション医療体制の充実	障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するため、各医療機関におけるリハビリテーション医療の充実が図られるよう連携・協力をしていきます。
精神障がい者デイケアの充実	必要に応じて精神障がいのある人が、充実したデイケアを利用できるよう、医療機関等と連携・協力をしていきます。
かかりつけ医の普及・啓発	障がいの重度化を防ぎ、健康の保持・増進を図るため、かかりつけ医の普及・啓発に努めます。
障がいの原因となる疾病等の知識の普及・啓発	障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療について、正しい知識の普及・啓発を行い、これらの疾病等に対する偏見、差別の解消などを図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどに対する理解の普及・啓発に努めます。
医療的ケア児支援のための取組	自立支援協議会子ども部会に協議の場を設置したため、保健、医療、保育、教育関係者などと連携を図り、支援の在り方、体制等について協議を行います。 また、コーディネーターの継続的な配置と研修等によるスキルアップに取り組みます。

(2) 福祉



福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実を図ります。

また、親亡き後の障がい者の生活基盤の強化として、地域生活支援拠点の機能強化・改善、入院中の精神障がい者への地域移行に関する支援の強化、グループホーム等のサービス確保策を協議・実施し、地域での安定した生活を支援します。

① 在宅福祉サービスの充実

日常生活において支援が必要な障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送っていくために、主体的に必要なサービスを選択できるよう、障がい福祉サービスや高齢者への介護保険サービス及び介護予防サービス、在宅療養を支える医療サービス等の障がい特性に合わせた総合的な提供や、ニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。

項目	内容
障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が主体的に自立した生活を送ることができるよう、居宅介護サービスや日中活動サービス、地域生活支援事業など、サービスの供給体制の整備、充実を図ります。
サービス調整機能の充実	障がいのある人が安心してサービスを利用できるよう、関係機関の連携によるサービス調整機能の充実を図ります。
サービスに関する情報提供の充実	障がいのある人が自発的に情報収集できるよう、各公共施設や市ホームページ等において障がい福祉サービスに関する情報を発信します。
介助者への支援の充実	介助する人が病気の時だけではなく、介助疲れからの解放や介助する人の社会参加を促進するため、短期入所等のレスパイトサービスの周知を図り、利用を促進します。
移動支援の充実	障がいのある人の社会生活上、必要不可欠な外出や生涯学習活動などへの積極的な参加を支援するため、外出・社会参加手段の確保・整備を推進します。
サービスの質の向上	事業所に対して、サービス従事者へ技術向上の勉強会や、障がいに対する理解に関する講習会を実施するよう働きかけ、支援します。

② 生活の場の確保【重点】

障がいのある人やその家族（介助者）の高齢化が問題となっている中で、障がい者自身の老後や「親亡き後」の生活の場の確保が課題となっています。

障がいの状態や生活状況等に応じて、住宅改修の支援、共同生活援助（グループホーム）の需要の充足に関する施策の協議など、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に継続的かつ重点的に取り組みます。

項目	内容
グループホームに関する需要への対策	グループホームの需要を充足するため、民間事業者の動向把握、市有施設等の有効活用の検討、もとす広域連合が管理する高齢者施設の活用の要請などを実施していきます。
公営住宅の情報提供	障がいのある人の世帯を対象とした公営住宅の優先入居等に関する情報提供に努めます。

③ 障がい者の地域生活支援【重点】

地域生活支援拠点の機能、事業等の検証・評価を行い、障がい者への地域生活支援の改善・質の向上を実施していきます。

また、入院中の精神障がい者については、長期入院や施設入所後の地域移行を支援するため、関係機関と協議し、個別に支援するとともに、精神障がい者の地域生活を支援するため、相談支援事業所などの関係機関が連携し、重層的な支援が可能な体制づくりを進めます。

項目	内容
入院中の精神障がい者の地域移行	医療機関に長期間入院している入院患者、施設入所者等に対する退院又は退所後の地域移行・地域定着支援を推進するため、対象者ごとに関係機関と協議を行った上で、相談・支援を行います。 さらに、対象者が漏れなく支援を受けられるよう、実態の把握に努めます。
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進	精神障がいの程度に関わらず、安心して自立した生活ができるよう重層的な連携・支援体制の構築を推進します。 自立支援協議会において協議体を設置したので、個別ケースの検討を行い、地域課題の精査、地域資源の開拓等の取組を推進します。
地域生活支援拠点等の事業評価及び改善	地域生活支援拠点の整備は完了したため、事業内容・実績について自立支援協議会において評価・検証を行い、その結果に応じて事業の改善、質の向上を図ります。

(3) 相談・情報提供・人材育成



障がいの種類と障がい者のニーズはますます多様化・複雑化しており、障がい者が自身の意思に基づいて保健・医療・福祉などのサービスを選択できるため、柔軟で専門的な相談支援と情報提供が必要です。個々の障がい者のニーズや状況に合わせた適切な支援を提供するために、相談機関の普及、相談の場の強化、情報提供の充実など、支援に関係する取り組みを強化し、相談体制を充実します。また、これらの支援を提供するために、障がい福祉を支える専門的な人材の確保と育成を推進します。

① 相談体制の充実

障がい者とその家族への支援を強化するため、福祉サービスのケアマネジメントやカウンセリングなどを含む相談支援体制の充実を図ります。また、各種相談機関との連携を強化し、住宅、介助・介護、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野に係る相談を総合的に支援するとともに、地域における障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターの体制・機能の強化を推進します。

項目	内容
ピアカウンセリング等による相談機会の充実	在宅の障がいのある人やその家族を支援し、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスのケアマネジメント、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、カウンセリングなどについて、関連機関と調整を図ります。
相談支援体制の整備	県障がい者総合相談センター、保健所、子ども相談センター、社会福祉協議会福祉総合相談センター、地域包括支援センター等、各種相談機関の連携を強化し、身近で、かつ専門性の高い情報が得られ、相談が受けられるよう体制の整備に努めます。
基幹相談支援センターの体制・機能の強化	地域における障がい者の中心的相談窓口としての基幹相談支援センターの体制・機能の強化に向けた取組を進めます。
情報提供の充実	障がいのある人に対する障がい福祉サービスの充実を図るとともに、サービスについての情報提供、相談事業等の充実に努めます。
自立支援協議会における相談支援事業の充実・強化	相談支援を適切に実施していくため、自立支援協議会による相談支援事業の運営の評価、困難事例への対応に関する助言・指導の機会を設け、併せて連携体制の強化を実現します。

② 情報提供

障がい者やその家族が必要とする支援を受けることができるようにするために、障がいのある人の特性に応じた適切な情報提供、情報の分かりやすさ及び利用しやすさに配慮した情報提供を行います。

情報アクセシビリティとコミュニケーション支援を強化するため、字幕・音声等の適切な活用やICTを始めとする新たな技術など、障がい者が情報を十分に利用し意思疎通できる環境を整備するとともに、市民や企業に対して情報発信等の際における配慮事項について普及・周知を促進します。

項目	内容
福祉機器の貸与事業の情報提供	社会福祉協議会が行っている福祉機器の貸与事業の周知を図るとともに、福祉機器に関する情報提供を充実し、事業の利用促進に努めます。
コミュニケーション支援事業の促進	広報みずほやホームページ等を活用し、コミュニケーション支援事業の周知を図ります。
災害時等の情報伝達	障がいのある人に災害情報、避難所の開設情報などが伝わるように、情報伝達システムの整備に努めます。
図書館等におけるサービスの充実	図書館等において、対面朗読サービスの他に、来館が困難な人への貸出方法（郵送やインターネットを利用したDAISYデータ等の配信等）のサービス充実に努めます。
基幹相談支援センターの体制・機能の強化（再掲）	地域における障がい者の中心的相談窓口としての基幹相談支援センターの体制・機能の強化に向けた取組を進めます。
情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実	すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するに当たり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、情報アクセシビリティの向上や意思疎通の支援を充実します。 また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

③ 権利擁護

「成年後見制度利用促進法」や国の「成年後見制度利用促進基本計画」を受け、認知症、知的障がいその他精神上的障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うため、成年後見制度の普及啓発や費用助成による利用支援、法人後見体制の整備、社会貢献型後見人の育成、中核機関の体制強化及び地域連携ネットワークの構築を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

項目	内容
権利擁護の推進	相談窓口を通じて、成年後見制度の活用などによる権利擁護を図り、地域での自立した生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人のニーズを的確にとらえ、制度の利用を促進します。
虐待防止の連携体制の整備	障がいのある人への虐待など、その尊厳を脅かすような事案の相談を受けた場合、権利擁護や虐待防止策のための連絡調整に努めます。 障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図ります。
虐待防止研修の開催	毎年、市内のサービス事業者を対象に自立支援協議会の主催により虐待の実態、予防、早期発見、禁止等に関する研修を実施することで、差別解消、虐待の根絶に取り組みます。

④ 発達障がいのある人への支援

診断基準の普及や社会に発達障がい知られるようになり、発達障がいや発達特性のある人は増加傾向にあります。

発達障がいは早期発見・早期支援が重要であることから、県発達障がい者支援センターや医療機関等との連携を図り、健康診査等の機会を通じた発達の遅れや疾病の早期発見、発達障がいに関する相談を通じ、適切な支援や療育につなげます。また、発達障がいに対する周囲の正しい理解について普及啓発を行います。

項目	内容
発達障がい支援の連携体制の整備	発達障がいのある子やその疑いのある子どもについて乳幼児健診等での気づきに対して、保護者への支援を行うと共に、子どもへの発達支援のための情報提供を行います。また、就園・就学の時期には、庁内で連携を図り、専門機関の助言や指導を生かし、地域生活における支援体制を強化していきます。また、県発達障がい者支援センターと連携し、その子にあった適切な支援へとつなげます。

⑤ 福祉人材の育成

障がい者が地域の中で支え合いながら生活できるようにするためには、行政や社会福祉協議会、障がい福祉サービス提供事業者、地域ボランティアなど、地域の様々な団体や関係者の協力が必要です。

特に、障がい者の生活支援については、多様なニーズに応えることができるよう、障がいのある人も地域の一員として活躍することも踏まえ、市と社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながらサービスの担い手の確保・育成を推進します。

項目	内容
生活支援ボランティアの育成	障がい者の生活支援等のニーズを踏まえ、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、人材の把握及び育成に努め、地域での生活支援の担い手の確保につなげます。
基幹相談支援センターや自立支援協議会の活用	基幹相談支援センターや自立支援協議会の主催による各種研修の開催により、専門的人材の育成・資質の向上を図ります。

2 共生社会の基盤づくり



(1) 療育・保育・教育

発達障がいなど特別な支援が必要な子ども達の増加や障がいが重度化・多様化・複雑化している状況を考慮し、療育・保育と教育の連携強化による、的確かつ効果的な支援が必要です。

乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育や教育を推進するため、福祉・保健・教育・医療など関係機関と連携体制や情報共有を強化するほか、障がい特性を踏まえた障がい児やその家族への相談支援体制の充実と、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

① 早期療育・保育の充実

先天的な障がいについては、早期に発見し、適切な治療・療育に結びつけることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

障がいの特性や一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うことができる体制の強化に努め、家族等の障がいに対する理解促進、相談支援の充実を図ります。

項目	内容
統合保育の充実	市内の全保育所、幼稚園、認定子ども園では、統合保育として障がいの有無にかかわらず、一人一人の違いを認め合い、育ち合い、助け合いの心を育てる保育を実践していきます。また、支援の必要な子どもや、その保護者一人一人に寄り添えるような教育・保育が実施できるよう人材（加配保育士等）の確保に努めるとともに、職員の研修等を実施し、保育の質の向上に努めることで統合保育の内容の充実を図ります。また、看護師の配置により、医療的ケアの必要な心身障がい児の受け入れ態勢を整えます。
障がい児通所支援サービスの充実	療育を必要とする児童についての利用意向に応えるため、障がい児通所支援サービスの利用支援と充実を図ります。
交流保育	心身障がい児に対する療育の一環として、公立保育所、公立幼稚園、一部私立認定子ども園の備えている施設機能を利用して、障がい児の福祉の増進及び発達支援を図ることを目的とし、入所の園児等と一時的に交流する交流保育を実施します。
相談教育の充実	保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携を強化し、早期からの教育相談の充実に努めます。また、研修等を通じた職員のスキルアップと併せて、専門性の高い人材の確保に努めます。
発達障がい児への専門的対応	教育・保健・福祉の関係部署や外部の関係機関との協力・連携体制の強化を図り、情報共有、相談支援、適切なサービス利用を実現する取り組みを実施します。臨床心理士、公認心理師、保健師、社会福祉士等の専門職を活用し専門的な支援、対応を実現します。

② 学校教育の充実

身体障がいや知的障がい、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、発達障がいのある子ども一人一人が持っている能力を最大限に引き出せるよう、障がい特性に合ったきめ細かな教育を進めます。また、障がいのある人とない人が互いを理解し、ともに学ぶことができる教育環境（設備の整備、UDフォントの活用等）の構築を推進します。

併せて、教育の場においても「合理的配慮」を踏まえた取組が求められることから、インクルーシブ教育システムの考え方の下で、多様な学びの場の充実に努めます。

項目	内容
就学指導の充実	入学、進学、転校等の就学指導にあたって、教育と福祉との連携を図ることで、障がいのある児童生徒一人一人が最も適正な就学の場を選択できるよう努めます。特に、入学については、早い時期からの情報提供を行うとともに、保護者と関係機関等が信頼関係を築くことができるよう努めます。気になる児童生徒への見立てや、支援の在り方などを助言できる相談員等の人材育成、人材確保に努めます。
就学相談の充実	学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう、教育、福祉、医療等が連携し、相談支援体制の充実を図ります。相談対応には、専門的な知識・スキル、相談援助技術と職員の資質が重要であることを十分に考慮し、人材の確保に努めます。
交流及び共同学習	障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるようにします。そのための機会として、特別支援学校と小中学校、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を推進します。
インクルーシブ教育システムの構築	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みを推進し、充実させます。また、一人一人の教育的ニーズに応える多様な学びの場を柔軟に活用できるよう支援体制の充実を図り、各学びの場における適切な指導、支援に努めます。
特別支援教育の推進	障がいのある全ての児童生徒の教育の一層の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に、一人一人の教育支援計画を作成し、特別支援教育を推進します。 また、特別支援教育に関する教職員研修を充実させることにより、教職員の専門性を高め、指導力の向上を図ります。 指導教諭と連携し、外部講師の招聘、演習、実践交流など研修を充実させ、特別支援教育担当教員の指導力の向上を目指します。
教員等の専門性の向上	障がい児保育・教育に対する保育士及び教職員の理解を深め、指導力の向上を図るため、研修等の機会を増やします。 また、ICTを活用した子どもたち一人ひとりに応じた多様な学びが必要となることから、教員等へのICT教育を推進します。

③ 切れ目のない支援の仕組みづくり【重点】

妊娠期、出産、新生児期、乳児期、幼児期、就学期など、発達段階に応じた適切な健診を実施し、発達相談や発達支援教室、保育所等訪問などを通し、段階に応じた継続的な支援を行います。

特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

項目	内容
発達相談・戸別訪問事業の充実	子どもの発達段階に応じた適切な健診や戸別訪問及び、興味関心や遊びを通じた事業を実施します。発達に関する相談体制を充実させ、保護者に寄り添い支援します。また、集団遊びを取り入れた相談事業の実施していきます。
専門員の配置	特別支援教育コーディネーターや生活支援員を配置し、学習上、生活上の支援を行います。また、特別支援教育担当教員だけでなく、通常学級の教員の指導力の向上と、生活支援員の人材確保に努めます。 保育所、放課後児童クラブにおいては、臨床心理士の活用による保育士等への助言、対応スキルの指導等を実施しているため、効果を見ながらこの取組を強化していきます。
情報共有による連携	市の関係部署、外部の関係機関との協力・連携体制を構築し、情報共有を図り、切れ目のない支援の仕組みを整えます。
母子保健事業の充実（再掲）	障がいの早期発見、早期治療、早期支援という観点から、妊娠期、出産、新生児期、乳児期、幼児期、就学期などの発達段階に応じた健康診査・相談事業の充実に努めます。 また、未受診者の把握や、事後健（検）診とその後のフォロー体制の充実を図るとともに、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

④ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保

関係機関と連携し、家族への相談対応やサービス提供を適切に行うための情報共有体制の充実を図るとともに、家事や家族の世話を担う子ども（ヤングケアラー）に対しても適切な支援を行います。

項目	内容
ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保	関係機関と連携を図り、障がいのある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発など支援の充実の実現に努めます。 家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援を行います。

(2) 雇用・就業



雇用や就業への支援は、地域で自立した生活を営むための経済的な基盤としての所得の確保・経済的な自立や、働くことによる生きがいづくり、社会参加など、障がい者にとって非常に重要な取組です。障がい者一人一人が持つ能力を発揮し、社会を構成する一員として地域に貢献することが望まれます。

就労意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援の推進や福祉的就労の充実を図り、就労に向けた総合的な支援を進めます。

① 障がいのある人の就労に対する理解促進

「障害者雇用促進法」において、企業に対する障がい者雇用への各種支援や法定雇用率が定められています。法定雇用率の遵守など障がい者の雇用に向けて積極的な啓発と障がいに対する理解促進を図ります。

また、ハローワークや商工会等との連携を通じ、各企業への啓発活動を推進します。

項目	内容
事業者への啓発、広報	障がい者の法定雇用率の達成はもちろん、障がいのある人ができるかぎり希望する一般雇用に就くことができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、事業者へ各種制度の周知を図ります。 また、障がい者の雇用促進、職場環境のバリアフリー化等について啓発、広報に努めます。
就労に関する情報提供の充実	企業への就労を希望する障がいのある人に、その能力や特性に応じた訓練等、支援体制に関する情報提供に努めます。
県障がい者技能競技大会（アビリンピック）等の支援	県障がい者技能競技大会（アビリンピック）等の啓発・参加者への支援を通じて、障がい者の職業能力の開発を図るとともに、事業者の理解を深め、障がい者の雇用を図ります。

② 多様な雇用・就労の促進【重点】

障がい者が自立し安定した生活を送るためには、雇用の場の確保や障がい者も働きやすい環境づくりが大切です。

ハローワークや商工会等との連携を通じ、民間企業における障がいのある人の労働環境の改善や就労の場の確保、また、市役所など行政機関の職員の採用促進等、多様な就労の場を通じた雇用の拡大に努めます。

項目	内容
民間企業での就業に向けた取組	民間企業での就業の可能性をもつ障がいのある人については、自立に向けた支援を行うと共に、障がい者雇用に理解ある企業等へ働きかけ、一般企業での就業を目指します。
職員等の採用	市役所における障害者雇用率を引き続き維持できるよう、職員の計画的な採用を行うと共に、職員研修として、障がい者雇用に関する研修を計画します。また、障がいの種類や程度、障がいのある人の能力に応じた就労時間や就労形態についても研究していきます。
就労支援の充実	ハローワークを始め、県障がい者雇用企業支援センター等の関係機関との連携により、就労支援体制の充実を図ります。
障がい者就労施設等からの物品等の調達	市役所における障がい者就労施設等からの物品の調達を図るための方針を定め、障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。
福祉的雇用の充実等	福祉的雇用について、市が発注する作業等の委託事業の拡大により、安定した作業量の確保を支援するとともに、民間企業においても作業委託を推進されるよう啓発を図ります。
福祉の店の設置等	福祉的就労に従事する障がいのある人の収入が少しでも多くなるよう、作品や製品を販売する「福祉の店」の設置等を支援します。
ジョブコーチ等各種支援制度の普及啓発	岐阜労働局等と連携を図り、障がい者雇用への各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度を始めとする各種支援制度の普及、啓発に努めます。
農福連携	ぎふアグリチャレンジ支援センターなどと連携を図り、農業分野での障がい者の就労拡大及び福祉事業者の農業参入を推進します。

③ 就労定着支援

自立支援給付サービスの訓練等給付である「就労定着支援」への参入について、市内の事業者への働きかけを通じて利用促進を図り、職場定着率の向上を図ります。

また、離職やそのおそれなど、就職や職場定着が困難な障がい者に対し、就業や日常生活、社会生活への支援等を障がい者就業・生活支援センターと連携し、推進します。

項目	内容
就労定着支援の充実	計画相談員等を通じて、就労定着支援サービスの利用を促進し、状況に応じてハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関の活用を推進します。

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動



障がい者にとってスポーツ・レクリエーションは、自らの健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的であるとともに、自立促進にも大きな役割を果たします。また、文化・芸術活動への参加は、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために大切なものです。

国においても、障がい者の芸術文化活動の振興を図るため、障害者文化芸術活動推進法の施行と、これに基づく平成31年3月に障害者文化芸術活動推進基本計画が策定され、障害者の文化芸術活動の促進に関する施策の推進が図られています。

多様な交流機会の確保や、障がい者の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体や地域組織との連携が必要になります。また、活動の支援とともに、活動時における配慮・支援や、活動場所となる施設のバリアフリー化など、参加しやすい環境づくりの推進が求められます。

① 芸術文化活動の推進【重点】

障がいのある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己表現や社会参加が促進できるように、障がいのある人が参加する文化・芸術サークル等の運営や活動を支援します。

また、障がいのある人とない人がともに活動することは、地域の人々の障がいに対する理解を得る機会としても重要な役割を持ちます。

障がいの種別や程度にかかわらず、だれもが気軽に活動に参加できる環境づくりや、各種活動に対する啓発・広報活動を推進します。

項目	内容
文化展等への支援	障がいのある人が参加しやすい文化祭、展覧会の企画運営を支援し、障がいのある人が文化、芸術に接する機会と創作活動における成果の発表機会の充実に努めます。
指導者の確保	県と連携・協力し、障がいの特性に応じて適切な指導ができる、文化活動やレクリエーション活動の指導者の育成に努めます。
図書館サービスの充実	障がい者用の資料を充実させ、読書支援機器の設置や来館が困難な人へのサービス実施について検討します。
文化施設等のバリアフリー化の推進	障がいのある人が来場しやすい施設環境を整え、積極的に文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設等の建て替えや大規模な改修に合わせ、一層のバリアフリー化の推進を図るとともに、点字表示の設置や案内表示の拡大などの配慮に努めます。
生涯学習の受け入れ	生涯学習において、障がいのある人が参加できるよう受け入れる体制や環境を整備し、特性を活かすことのできる各種講座を検討します。
文化芸術活動の推進	障害者文化芸術活動推進法の趣旨に基づき、国、県、関係機関と連携を図りながら、障がい者による文化芸術活動を幅広く支援します。

② 障がい者スポーツ活動の推進

県障害者スポーツ協会、市身体障害者福祉協会、市体育協会、スポーツ推進員など、各団体との連携を通じ、障がい者スポーツ教室やスポーツ大会を開催することで、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。

また、障がい者がスポーツ・レクリエーションに参加しやすくなるように、施設のバリアフリー化や指導員の育成等に努めます。

項目	内容
各障がい者スポーツ大会への支援	市、県、全国で開催される障がいのある人の各種スポーツ大会への参加を支援します。
障がい者スポーツの指導者等の確保	県と連携・協力し、障がいの特性に応じて適切な指導ができる、障がい者スポーツ指導者の育成に努めます。
障がい者を対象としたスポーツ教室の開催	障がい者スポーツのきっかけとも言えるスポーツ教室については、対象となる競技を検討しつつ、県障害者スポーツ協会や市身体障害者福祉協会など関係団体と連携して開催に努めます。
障がい者スポーツのデモンストレーション	各種の催物、大会等において、障がい者スポーツを実演できるよう、障がい者スポーツの普及と障がい者に関する理解の促進に努めます。
スポーツ施設の整備	障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ施設のバリアフリー化を維持・推進します。

③ 情報コミュニケーション支援の充実

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるように、障がい者に配慮した情報通信機器の利用促進、サービス等の周知など、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上に努める必要があります。

広報紙等の音訳化・点字化の支援、講演会や研修会への手話通訳者・要約筆記者の派遣、ICTや福祉用具による情報提供体制の整備など、情報コミュニケーション手段の充実に努めます。

項目	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を必要とする行事を始め、講演会や研修会などへ手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
情報のバリアフリー化の推進	広報みずほのアプリでの音訳化、ホームページの音声読上げ機能などにより情報のバリアフリー化を一層推進します。手話や筆談など窓口での適切な情報伝達に取り組みます。
手話奉仕員養成事業	手話奉仕員養成講座を今後も継続的に開催し、担い手の育成に取り組みます。

3 全てのの人にやさしいまちづくり

(1) まちづくり



住宅、施設等の建築物、公共交通機関等のバリアフリー化推進、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、全ての障がい者が移動しやすく、生活しやすいまちづくりへの取組や、啓発・広報や福祉教育等を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた「心の障壁」を取り除く取組を推進します。

また、障がい者は災害時において様々な支援が必要となる可能性が高く、大規模災害時の避難支援や障がい者に配慮した避難所の運営など、防災体制の一層の充実が求められています。さらに、近年では障がい者や高齢者を狙った詐欺などの悪質な犯罪が多発しており、防犯に向けた取組を推進します。

① バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

既存の施設や、新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の視点に立った利用しやすい施設を目指し、障がいのある人の積極的な参加を求めるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの設置、ヒアリンググループなどの補聴器補助設備、全ての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。

項目	内容
公共建築物、交通施設等の整備	各種市有施設・公園・駅・学校・保育・教育施設等において、車いす使用者用便所の整備、手すりの設置、段差の解消等、バリアフリー化を促進します。
安全で快適な道づくり	駅周辺、通学路、公共施設周辺など、歩行者の安全確保や重要性が高い場所においては、歩道設置による歩車分離や、運転者への注意喚起のためのカラー舗装、水路転落防止柵の設置など、安全な歩行環境の整備を進めます。
住宅におけるQOLの向上	障がいのある人の家庭生活の質を高めるとともに、介護者の負担を軽減するため、地域生活支援事業における日常生活用具給付事業や、介護保険制度における住宅改修費の支給制度の周知を図り、制度利用を促進します。
外出支援の充実	移動支援サービス及び福祉有償運送サービスの周知を図り、その利用を促進するとともに、タクシー利用料金や介助用自動車の購入等に要する費用の一部を助成し、外出支援策の継続・充実を図ります。

② 防災・防犯対策の充実

災害時における安否確認や情報提供などが迅速かつ的確に行えるように、防災体制の充実に努め、災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを受けることができるよう、災害時の医療救護体制の構築を図ります。

また、防犯については、防犯知識の周知徹底や犯罪情報の提供に努めるとともに、行政、警察、地域、その他関係機関との連携により、防犯活動の促進を図ります。

障がい者だけでなく、子どもや高齢者など、地域で暮らす全ての人々が安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員等と連携し、地域全体で見守り、支え合う体制の整備・強化に努めます。

項目	内容
自主防災組織の育成等	市内の各自主防災組織を育成・活性化し、地域住民を中心とした要配慮者の支援体制を整備します。 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、また災害時に支援が受けられるよう地域の防犯・防災ネットワークづくりを促進します。
防犯・防災知識の普及	障がいのある人に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図るとともに、住民に対して、障がいのある人への援助に関する知識の普及や、平成29年度から県内で導入された「ヘルプマーク」を始め障がい者に関する支援策の周知・啓発を図ります。
110番アプリシステム等の普及	聴覚障がい者や音声言語障がい者の事件・事故等の際の警察機関や消防機関への緊急通報手段として、また、緊急通報受信手段として、110番アプリシステム等の普及促進に努めます。
避難行動要支援者の個別計画の策定	障がい者団体、社会福祉協議会、消防署、民生委員・児童委員、自主防災組織、市関係各課等の連携のもと、プライバシーに十分配慮しながら、避難の困難な障がい者（児）の具体的な避難方法等に関する個別計画の作成を推進します。
緊急通報装置の拡充	ひとり暮らしの重度障がい者に緊急事態が発生した場合に備え、緊急通報装置の設置を促進し、生活不安の解消を図ります。
避難所のバリアフリー化	障がいのある人が利用しやすいトイレ環境の整備など、避難所におけるバリアフリー化の整備に努めます。
福祉避難所の充実	災害時において、福祉避難所の設置・運営に関し、福祉サービスを提供している事業所等へ協力を一層働きかけ、防災協定の締結を進めます。また、指定福祉避難所については避難行動要支援者名簿の個別計画と連動した受入対象者の特定・公示手続きを進めます。
災害時等の情報伝達の普及・啓発	障がいのある人に災害情報、避難所の開設情報などが伝わるように、情報伝達システム（みずほ市民メール等）の普及・啓発に努めます。

項目	内容
障がい者用の災害時支援 (支援バンダナ配布)	災害時に支援を必要とする障がいのある人が、自分に障がいがあることを周囲に伝え、支援を受けやすくするための障がい者災害支援バンダナを市民に周知し、配布します。

※ 避難行動要支援者名簿に登載される対象者

避難行動要支援者名簿に登載される方は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者。

ア 65歳以上で一人暮らしの者

イ 上記以外で65歳以上の者のみで構成される世帯の構成員

ウ 要介護認定3～5を受けている者

エ 身体障害者手帳1・2級を所持する者

オ 療育手帳を所持する者であって、その障がいの程度が最重度又は重度の者

カ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

キ 上記以外で上記の者と同様の状態にあると認められ、自ら支援を希望する者

(2) 啓発・広報



障がいのある人が、地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮について、広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

『障害者基本法』や『障害者差別解消法』が目的とする「共生社会」の実現に向けて、市民の障がいへの理解促進や差別・偏見の解消のための周知・啓発を行っていきます。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進【重点】

国においては、平成28年4月から障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、障がいを理由とする差別のない地域社会を目指す『障害者差別解消法』が施行されました。全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めるためには、地域社会を構成する全ての人々が障がい及び障がいのある人に対して十分な理解をし、配慮することが必要です。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を相互に尊重、理解、助け合う「こころのバリアフリー」を推進し、共生社会の実現を推進することも必要です。

日常生活や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、交流機会や差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

項目	内容
広報等による啓発	広報みずほ、ホームページ等により、ボランティア活動、障がいのある人や特別支援学校等が行う活動、催物等の紹介など広報活動を強化します。障がい者週間や市のイベントなどさまざまな機会を捉え、障がい者の方の様子や各種制度、法律について啓発を行います。
福祉大会等での啓発	福祉大会、障がい者スポーツ大会等を積極的に活用し、障がいのある人自らの自立と社会参加への意欲を高めるとともに、市民に対しては、障がい者問題についての理解を高める機会としていきます。
市職員等の理解促進	研修会等を開催し、障がい者、障がいに関する理解を深め、障がい福祉を取り巻く現況を周知・啓発することで、障がいを理由とする差別のない環境を構築する取組を推進します。

項目	内容
ふれあいの場づくり	障がい者関連施設において、地域住民との交流が図られるよう、施設イベント等のふれあいの場づくりを支援します。また、特別支援学校等と小・中学校、幼稚園・保育所等との幼児・児童・生徒の「居住地交流」など交流の場づくりを支援します。
地域への協力要請	障がいのある人も地域住民の一人として、地域行事へ積極的に参加していけるよう、自治会、民生委員・児童委員等に対して協力を要請していきます。
差別の解消と合理的配慮の推進	人権施策を総合的かつ効果的に推進するための基本指針「瑞穂市人権施策推進指針」に基づき、誰もが個人として尊重される地域社会の実現に向けて取り組みます。 令和5年3月には、瑞穂市人権尊重都市宣言を行ったことで、より一層の人権意識の高揚を図ります。
「障がい者に関するマーク」の周知・啓発	広報みずほやホームページなどで定期的に周知・啓発を図り、ヘルプマークなどの障がい者に関するマークの理解度を高め、配慮を必要としている方が支援を受けやすい地域社会をつくります。

② 福祉教育の推進

地域住民への啓発・広報活動として、各福祉サービス実施機関、障がい当事者やその家族と連携しながら、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための講演会や研修会等の学習機会を提供し、理解を広めます。

また、子どもとその親に対し、障がいへの理解促進のため、教育の場における福祉教育を推進します。

項目	内容
学校教育における福祉教育の推進	障がいについての正しい理解と認識を深め、幼い時から福祉の心を育てていくため、市及び社会福祉協議会が中心となって、資料提供、体験の場の提供、出前授業等に努めていきます。また、教員が福祉についての知識と理解をより深めることで、児童・生徒への指導力の向上を図ります。
生涯学習の場における福祉教育の推進	瑞穂大学等の生涯学習の場において、障がい者施策等に関する課題をテーマとして取り上げ、住民の障がい者理解を深めていきます。また、企業が行う社会貢献活動に必要な技術や知識の提供を積極的に推進します。

③ ボランティア活動の推進

地域における障がい福祉の推進は、行政の力だけでは手が届かない場合があり、地域ボランティアの活動が非常に重要です。地域共生社会の実現に向けては、誰もが福祉の担い手になることが求められるため、啓発や広報を通じて住民の福祉に対する意識の向上に努めながら、ボランティアの育成を図ります。

項目	内容
ボランティアの育成	ボランティア養成講座やスキルアップ研修の開催をするなど、ボランティア活動のきっかけを提供することにより、ボランティア活動の振興を図ります。
福祉のこころの育成・啓発	点訳、手話通訳、移送サービス等の継続的で密度の濃いボランティアだけでなく、“街角での手助け”といった、すそ野の広いボランティアの促進を図ります。
ボランティア活動の支援体制の整備	企業、社会福祉協議会、各種団体などの連携により、ボランティア活動の機会の提供及び活動支援を行い、ボランティアの育成・強化を図ります。
ボランティアに関する情報提供の充実	既存のボランティア団体への研修・助成金等の情報提供等により、活動の活性化を推進します。

④ 当事者組織活動への支援

本市では多くの障がい者やその家族で構成される団体が活動しており、本市における障がい福祉の向上に繋がっています。市においては、障がいのある人及びその家族の団体の活動への支援を行い、活発な活動を促すことで、障がいのある人の社会参加を促進します。

項目	内容
当事者等による組織活動への支援	障がいのある人及びその家族等により組織する団体の活動、新たな団体の組織化についての支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。



数値目標とサービスの見込量

1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

※ 「障がい」の表記については、国の基本指針に合わせ、漢字を使用している箇所もあります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末までの 地域移行者数	2人	令和4年度末の施設入所者数(29人)の6%以上が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】
令和8年度末の 施設入所者数	27人	令和4年度末時点(29人)から5%以上削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	14人	14人	14人
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	2人	2人	3人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

○数値目標設定の考え方

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いなどの包括的な体制を確保し、地域移行を進め、徐々に利用者数を増やしていく。

(3) 地域生活支援の充実

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点の整備	面的整備により整備済み		
コーディネーターの配置人数	1人	1人	2人
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討、年間の見込み回数	1回	1回	1回
強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	無	無	有 (単独)

○数値目標設定の考え方

地域生活支援拠点の整備について、緊急時の受入れ先についてはもとす広域連合大和園（瑞穂市、本巢市、北方町）にて実施する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値	設定の考え方
【就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）】による一般就労への移行者数 19人 (1.73倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(11人)の1.73倍増 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
【就労移行支援事業】による一般就労への移行者数 6人 (1.50倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績（4人）の1.50倍増 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上】
【就労継続支援A型事業】による一般就労への移行者数 7人 (2.33倍増)	令和8年度末時点で、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(3人)の2.33倍増 【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上】
【就労継続支援B型事業】による一般就労への移行者数 6人 (1.50倍増)	令和8年度末時点で、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(4人)の1.50倍増 【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上】
【就労移行支援事業】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数と全事業所数に占める割合 1ヶ所 100%	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が1ヶ所、割合を100%。 令和5年度時点で、市内に就労移行支援事業所が存在しないため、民間事業者の参入を促進する取組を行うこととする。 【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】

目標値		設定の考え方
【就労定着支援事業】 就労定着支援事業を利用した者の人数	7人	令和8年度末時点で、就労定着支援事業を利用した者の人数。令和3年度実績値(3人)の2.33倍増 【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上】
【就労定着支援事業】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数と全事業所数に占める割合	1ヶ所 100%	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所が1ヶ所、割合を100%。令和5年度時点で、市内に就労定着支援事業所が存在しないため、民間事業者の参入を促進する取組を行うこととする。 【国指針：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値		設定の考え方
児童発達支援センターの設置	圏域で 1箇所 設置済	圏域で共同設置済 【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本】
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築済	体制の構築済 【国指針：保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本】
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	圏域で確保済 【国指針：令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本】
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済	圏域で確保済 【国指針：令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本】
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	協議の場の設置済 【国指針：令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
支援調整コーディネーターの配置	2人 配置済	コーディネーター2人配置済 【国指針：令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本】

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値		設定の考え方
【基幹相談支援センター】 基幹相談支援センターの 設置	設置済	基幹相談支援センター設置済 【国指針：令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置】

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	4回	4回
主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4回	4回	4回
参加事業者・機関数	31箇所	31箇所	31箇所
専門部会の設置数	4部会	4部会	4部会
専門部会の実施回数	12回	12回	12回

○数値目標設定の考え方

基幹相談支援センターは、相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加え、支援体制を強化するための役割を果たしていく。

また、自立支援協議会の各専門部会において、障害者の個別事例等の調査研究を行うことにより、地域サービスの課題を明らかにし、サービスの改善等につなげていく。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する取組の実施回数	0回	0回	1回
県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無	無	無	有
県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する取組の実施回数	0回	0回	1回

○数値目標設定の考え方

国の基本指針に基づき、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組が行えるような体制を構築する。

(8) 発達障害者等に対する支援

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	5人	5人	5人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	1人	1人	2人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

○数値目標設定の考え方

国の基本指針に基づき、令和8年度末までに発達障害者等に対する支援が行えるような体制を構築する。

2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係るサービス等見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	34	34	35
	延時間数/月	490	499	509
重度訪問介護	人/月	2	2	2
	延時間数/月	608	617	626
同行援護	人/月	3	5	8
	延時間数/月	48	77	123
行動援護	人/月	7	10	14
	延時間数/月	71	100	143
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 多様なニーズに対応できるよう、多様な事業者の参入を促進し、引き続き支援体制の整備を図ります。
- 県等が開催している専門性を高めるための研修等の情報について、積極的に事業所へ周知します。

- 自立を促すサービス提供が実施できるよう、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づき、相談支援事業所等と連携し、個々の状況に応じた適切なサービス提供及びサービスの質の向上を目指します。
- 利用希望者が適切なサービスを受けることができるよう、引き続き障がい福祉サービスの周知や、利用実態に即したサービス提供体制の整備を行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。また、創作的・生産的活動も行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練(リハビリテーション等)をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、入浴・排せつ・食事等の生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障がい福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所 (福祉型)	家で介護を行う人が病気などの場合に、障がいのある人を障がい者支援施設などへ短期間の入所をさせ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
短期入所 (医療型)	家で介護を行う人が病気などの場合に、医療の必要性の高い障がいのある人を医療機関などへ短期間の入所をさせ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などをします。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	115	115	116
	延日数/月	2,181	2,192	2,203
生活介護（うち重度障害者）	人/月	10	10	10
	延日数/月	191	192	193
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	延日数/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	3	3
	延日数/月	62	65	67
就労選択支援	人/月	0	15	30
	延日数/月	0	150	300
就労移行支援	人/月	11	11	10
	延日数/月	136	133	131
就労継続支援（A型）	人/月	88	92	96
	延日数/月	1,695	1,763	1,834
就労継続支援（B型）	人/月	101	108	115
	延日数/月	1,866	1,989	2,120
就労定着支援	人/月	1	2	2
療養介護	人/月	3	3	3
短期入所（福祉型）	人/月	11	13	15
	延日数/月	40	45	52
短期入所（福祉型） （うち重度障害者）	人/月	1	1	1
	延日数/月	2	3	3
短期入所（医療型）	人/月	6	6	7
	延日数/月	46	52	59
短期入所（医療型） （うち重度障害者）	人/月	6	6	7
	延日数/月	46	52	59

② 見込量確保の方策

- 「日中活動系サービス」については、今後も障がいのある人一人ひとりの希望や状況にあった、日中活動の利用を促進します。
- 就労系事業所に関しては、障害者優先調達法による官公署等からの受注の増進や民間企業等の理解を促すなど、運営強化や工賃向上への取り組みを支援します。
- 就労定着支援については、身近な地域で事業所が不足しています。一般就労による様々な生活面での課題に対して適切な支援を行うため、就労移行支援実施事業所を中心に、当該事業の市内への参入を積極的に促進します。
- 短期入所については、現在のサービス提供事業所に対し事業の拡充を促すことや、新規事業所に参入の働きかけを行うとともに、緊急時の受入体制の整備についても働きかけていきます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助	人/月	36	38	40
共同生活援助 (うち重度障害者)	人/月	1	1	1
施設入所支援	人/月	29	29	27

② 見込量確保の方策

- 自立生活援助については、当該事業への参入を、市相談支援事業所などから積極的に促進することで、本人の意思を尊重し安心して地域で生活することができるよう支援します。
- グループホーム利用者の身近な地域でグループホームが設置されるよう、事業所の参入を促すなど整備の充実を図るとともに、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 施設入所中の障がいのある人が地域移行のため、グループホームの利用を希望する場合には、円滑に利用ができるような支援を行います。

(4) 相談支援

サービス	概要
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	66	68	71
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関との連携体制の強化を図ることで、より質の高い相談支援体制の確立と、障がいのある人が早い段階から気軽に相談できるような支援体制を目指します。
- 市基幹相談支援センターの機能を強化・拡充し、相談支援事業所との連携や研修機会の提供等を通じて、地域の相談支援機能の充実を図ります
- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。

(5) 障害児通所、入所、相談支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等により、障がいのある子どもの自立の促進や、放課後等における支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で、外出が著しく困難な障がいのある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識・技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障がいのある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	166	190	219
	延日数/月	552	635	730
放課後等デイサービス	人/月	179	187	197
	延日数/月	2,237	2,348	2,466
保育所等訪問支援	人/月	2	1	1
	延日数/月	2	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	延日数/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	77	80	83

② 見込量確保の方策

- 障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 必要なサービスが提供できるよう事業所における提供拡大や参入等を促進します。
- 質の確保に留意しつつ身近な地域で支援が受けられるよう引き続き充実を図り、見込量を確保し、近隣の提供事業者の情報把握に努め、必要に応じて円滑にサービスの提供を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量

【必須事業】

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	8	8	8

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がいのある人または精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

サービス	概要
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	有

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより支援します。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	件/年	10	10	10
要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1
手話通訳者設置事業	件/年	0	0	1
代筆・代読ヘルパー派遣事業	件/年	0	0	1

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者を有する人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付する事業です。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	11	12	12
在宅療養等支援用具	件/年	18	18	19
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	1,055	1,097	1,141
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習延受講者)	人/年	5	5	5

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	23	25	26
	1人当たりの月利用時間数	7	8	8

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3
	実利用者数	50	50	50

② 見込量確保の方策

- 地域生活支援事業【必須事業】のサービス見込量は、第6期障害福祉計画期間中の利用実績等を勘案したうえで、各種事業のニーズを把握し、設定します。
- 必要なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

【任意事業】

サービス	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅での生活が困難な障がい者が、居室その他の設備の利用や日常生活に必要な支援が受けられるようサービスを提供します。
訪問入浴事業	家庭における入浴が困難で、障がい福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障がいのある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護負担の軽減を図ります。
生活訓練等	瑞穂市障害者生活訓練場（ふれあいホームみずほ）において、指導員の援助のもと、調理・洗濯等日常生活に必要な訓練を行うことにより、障がい者の自立の促進を図り、社会参加を目指します。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	実利用者数	2	2	2
訪問入浴サービス	実利用者数	5	5	5
生活訓練等	実利用者数	27	28	30
日中一時支援事業	実利用者数	13	14	16

② 見込量確保の方策

○地域生活支援事業【任意事業】のサービス見込量は、第6期障害福祉計画期間中の利用実績等を勘案したうえで、各種事業のニーズを把握し、設定します。

○必要なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

4 優先調達

事業	概要
優先調達	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう、必要な措置を講じます。

① 必要な量の見込み

評価項目	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
優先調達額	万円	370	380	390

② 見込量確保の方策

- 優先調達額の見込みは、第6期障害福祉計画期間中の実績額等を勘案し、設定します。
- サービス見込量の確保にあたっては、毎年、市の優先調達方針を定め、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等からの物品や役務の優先調達に努めます。

5 市職員の障害者雇用率

事業	概要
障害者雇用率制度	障害者雇用率制度は、障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、障がい者の雇用を保障するものです。

① 必要な量の見込み

評価項目	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市職員の障害者雇用率	%	2.8%	2.8%	3.0%

② 見込量確保の方策

- 令和6年4月1日からの障害者雇用率は、民間企業が2.7%、国及び地方公共団体は3.0%、都道府県等の教育委員会は2.9%（経過措置として、令和8年6月30日までは、民間企業が2.5%、国及び地方公共団体は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%）に引き上がることが決定してします。
- 第6期計画期間においては、国が定める障害者雇用率を達成しています。
- 本計画期間中においては、障害者雇用率が3.0%以上となるよう、障がいのある人の市職員への採用に努めます。



第 6 章

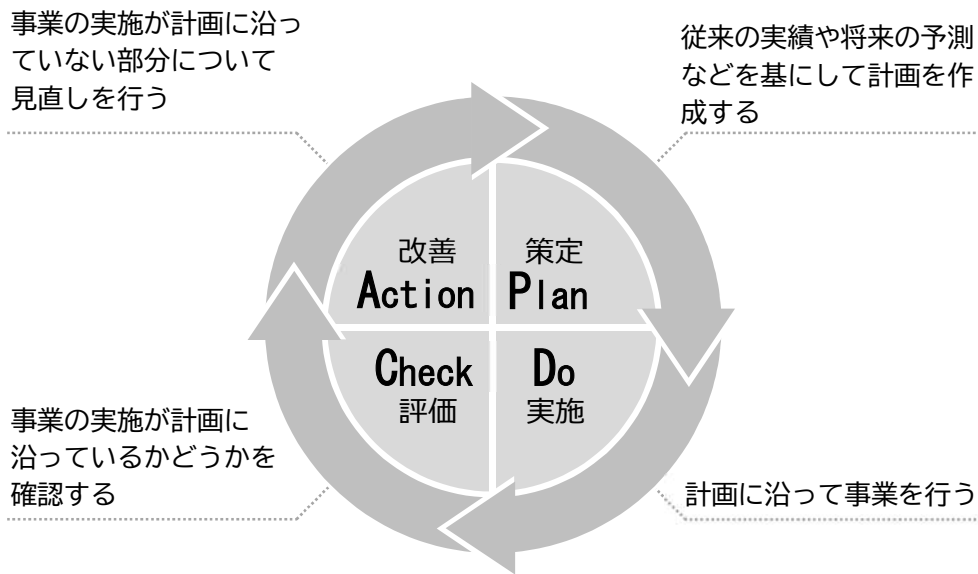
計画の推進

1 計画の進行管理

計画期間中においても、PDCAサイクルに沿って、計画に基づく施策・事業について評価を行い、効果的かつ適切な施策・事業を推進するとともに、施策・事業の重点化を図るため、必要な見直しを行います。

また、計画の進捗状況を継続的に点検するとともに、障がいのある人のニーズや社会経済状況、国や県などの各種障がい者施策の推移等を踏まえて、障害福祉計画との整合性を図りながら必要に応じて計画を見直すこととします。

PDCAサイクルのイメージ



2 計画の策定・実施

障がい者施策、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスなどの確保を総合的かつ計画的に推進するためには、組織的な連携による取組が重要です。本市では、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、市の附属機関である「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を設置しています。

この委員会では、瑞穂市障害者計画、瑞穂市障害福祉計画及び瑞穂市障害児福祉計画の策定について審議します。そのため、学識経験者や関係機関、障がい者団体代表や公募の市民などを委員に任命し、幅広い意見の聴取に努めています。

障がいのある人もない人も、できる限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう支援するために、関係機関における情報共有の推進を行い、市民との協働を図ることにより、支え合い、助け合うネットワークが構築できる環境を整備し、広範な障がい者施策の取組を強化します。

3 計画の評価・改善

障がい者施策を円滑に進めるためには、様々な分野の総合力が問われます。関係機関との緊密な連携を図るため、瑞穂市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、「瑞穂市障害者自立支援協議会」を設置しています。この協議会において、福祉、医療・保健、地域の支援者、サービス事業者、関係機関などと緊密な連携を図り、障がいのある人の支援、相談支援事業を始めとするシステム作りに取り組みます。

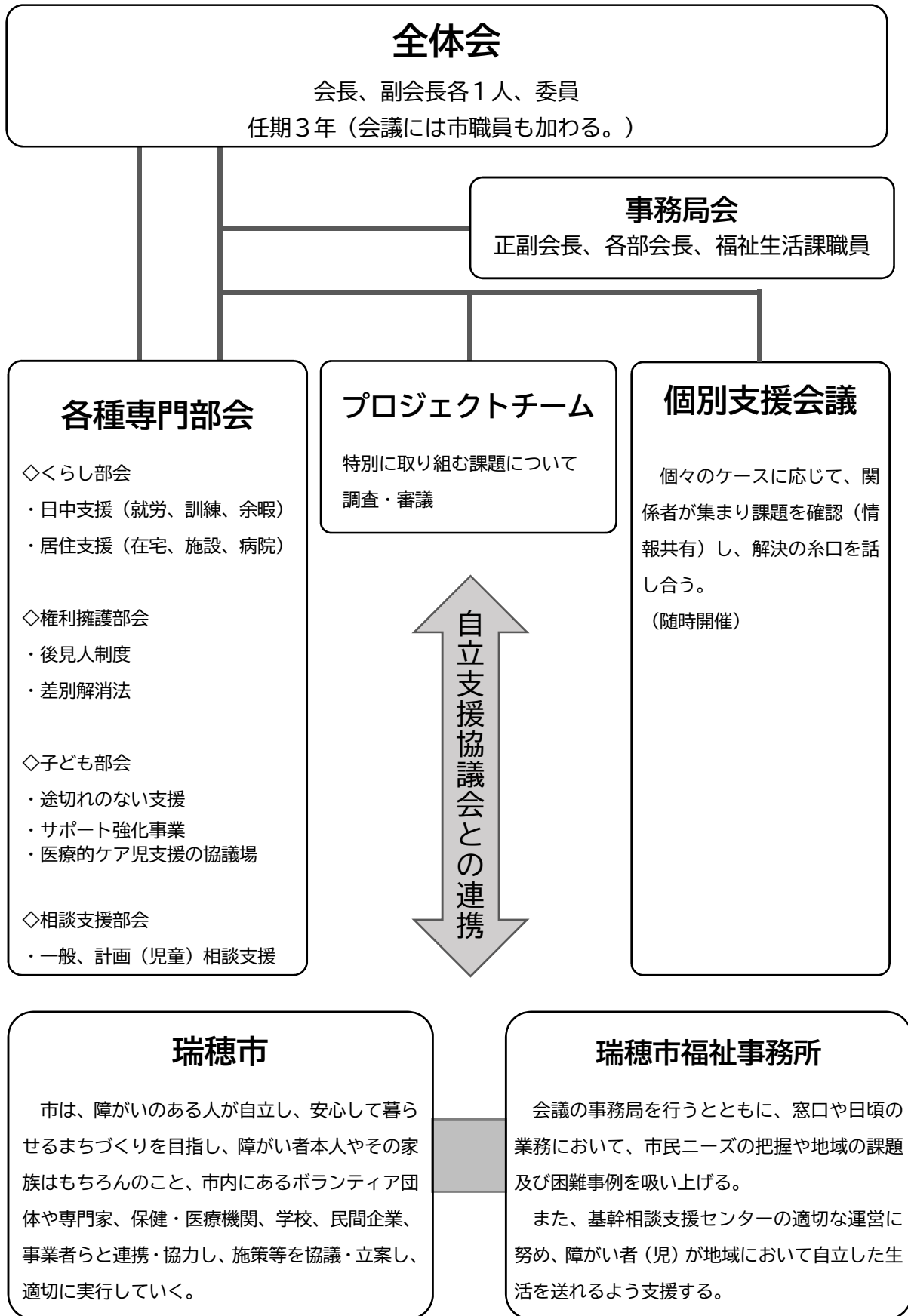
さらに、課題ごとに専門部会を設け、就労や居住の確保、切れ目のない支援、障がいのある人の差別の解消や権利擁護などに取り組みます。また、必要に応じ開催される個別支援会議とも連携を図ります。

この自立支援協議会を通じて本プランの進捗管理を行い、日々刻々と変化する経済や社会情勢や法律の改正、障がい者のニーズに適宜対応するため、障がい者施策の必要な改善を促していく重要役割を担う組織です

4 庁内相互の連携

本プランに盛り込まれた施策の総合的な推進を図るため、全庁的に取り組む体制を整えていきます。また、障がい者関係団体、保健所、ハローワーク、教育委員会、障がいサービス事業者等の関係機関との連携を強化し、広範な障がい者施策の効果的な推進に努めます。

瑞穂市障害者自立支援協議会組織図





資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	主な内容
令和4年11月7日	令和4年度 第1回 瑞穂市障害者計画等策定委員会 【議事】 ・計画策定の趣旨について ・市の障がい福祉の現状報告について ・アンケート調査について
令和5年3月23日	令和4年度 第2回 瑞穂市障害者計画等策定委員会 【議事】 ・アンケート調査の集計結果について
令和5年6月23日	令和5年度 第1回 瑞穂市障害者計画等策定委員会 【議事】 ・計画策定の基本的な考え方について ・ヒアリングの実施について ・計画策定スケジュールについて
令和5年8月17日	令和5年度 第2回 瑞穂市障害者計画等策定委員会 【議事】 ・障害者計画事業の評価結果について ・計画骨子（案）について
令和5年10月24日	令和5年度 第3回 瑞穂市障害者計画等策定委員会 【議事】 ・計画素案について
令和5年12月14日	令和5年度 第4回 瑞穂市障害者計画等策定委員会 【議事】 ・修正計画素案について ・パブリックコメントについて

2 瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等（以下「審議等」という。）を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(後略)

【別表（第2条関係）（※関係分）】

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市障害者計画等策定委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定について調査及び審議すること。	12人以内	障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	計画策定終了まで	健康福祉部 福祉生活課
市長	瑞穂市障害者自立支援協議会	(1) 障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者で連携し、支援体制を協議し、連絡調整すること。 (2) 障害者差別の解消を効果的に進めることについて調査及び審議すること。	25人以内	障害者(児)、その家族その他障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	3年	健康福祉部 福祉生活課

3 瑞穂市障害者計画等策定委員会名簿

敬称略

番号	氏名	所属	備考
1	玄 景華	朝日大学 歯学部 教授	会長
2	伊藤 慎一	もとす医師会	副会長
3	見吉 時夫	民生委員児童委員	
4	田中 正	あおぞら会	
5	林 善太郎	瑞穂市身体障害者福祉協会	
6	勝 尚志	社会福祉法人 万灯会	
7	牛丸 真児	社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会	
8	林 たつ美	もとす広域連合 療育医療施設 幼児療育センター	
9	宇野 睦子	公募委員	
10	井口 小百合	公募委員	
11	木野村 恭子	公募委員	
12	河合 一恵	公募委員	

事務局

	令和4年度	令和5年度
健康福祉部 部長	佐藤 彰道	佐藤 彰道
健康福祉部 福祉生活課 課長	栗田 正直	栗田 正直
健康福祉部 福祉生活課 係長	広瀬 秀一	古澤 秀樹
健康福祉部 福祉生活課 主査	桂川 伸哉	桂川 伸哉

4 用語解説

あ行
アウトリーチ 手を伸ばす、手を差し伸べるという意味です。 福祉分野においては、サービス提供事業者が潜在的な利用希望者に手を差し伸べて、利用を実現させるような取組を指します。
アクセシビリティ さまざまな閲覧、利用環境へのアクセスのしやすさ、利用しやすさを表す言葉です。 「使いやすさ」を表すユーザビリティに近い概念で、高齢者や障がいのある人などハンディを持つ人に関して多く用いられます。
医療的ケア 家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引など医療行為のことです。 医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別するために、介護や教育などの現場で定着してきた経緯があります。 厚生労働省と文部科学省は学校に看護師を配置し、看護師が常駐する特別支援学級では、教員がたんの吸引・経管栄養注入・導尿補助など医療的ケアが行えるようにするなど体制の整備を進めています。
医療的ケア児 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいいます。
インクルーシブ教育 人間の多様性の尊重などの意識の高揚、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みです。 障がい者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされています。

か行
加配保育士 生まれつきの障がいなどで、他の児童と同じように保育園の生活を送ることが難しい子どもに配慮を加え、生活を支える保育士のことです。
基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行います。 併せて、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。 (※ 瑞穂市は、令和3年4月1日から設置しています。)
強度行動障害 自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。
グループホーム 認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居です。 障害者総合支援法においては、平成26年4月からケアホーム(共同生活介護)がグループホーム(共同生活援助)に一元化されたことにより、これまでケアホームのみで提供されていた「介護サービス※」がグループホームで提供されています。 ※入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助
ケアマネジメント 障がい者におけるケアマネジメントについては、障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらに社会資源の改善や開発をも推進する援助方法」を指します。 (厚生労働省「障害者ケアガイドライン」より)
権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理として財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスの獲得を行うことをいいます。

か行（続き）
<p>高次脳機能障がい</p> <p>病気や事故などのさまざまな原因で脳が部分的に損傷されたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などの知的な機能に障がいがあった状態です。</p> <p>注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。</p>
<p>公認心理師</p> <p>公認心理師は、保健医療、福祉、教育などの分野において、心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する支援を要する人やその関係者に対して、相談及び助言、指導その他の援助などを行います。</p>
<p>合理的配慮</p> <p>障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。</p>
<p>個別避難計画</p> <p>避難行動要支援者ごとに作成し、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための計画をいいます。</p> <p>計画に記載する内容は、災害対策基本法で定められており、避難行動要支援者の情報のほか、避難支援等を実施する者の情報、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項などです。</p> <p>なお、令和3年度の災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務と規定されています。</p>

さ行
<p>サービス等利用計画</p> <p>障がい福祉サービスを利用する際に、指定特定相談事業所がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。</p> <p>事業者は利用者の心身の状況、環境、意向等を勘案して、サービスの内容について計画を立てるほか、適切なサービスが確保されるよう、関係機関との連携を行います。</p>

<p>さ行（続き）</p> <p>持続可能な開発のための2030アジェンダ</p> <p>2000年の国連ミレニアム・サミット（英語版）で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）に代わり、2015年に国際連合で採択された2030年までの15年間の新たな持続可能な開発の指針を示したものです。</p> <p>この中でSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が提唱されています。</p>
<p>指定一般相談支援事業所</p> <p>障がい福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族からの相談に応じたり、地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所をいいます。</p>
<p>指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）</p> <p>障がい福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者等に対しては、サービス提供事業者との連絡調整をし、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の立案やモニタリングを行う事業所をいいます。</p>
<p>児童発達支援センター</p> <p>児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいいます。</p>
<p>社会的障壁</p> <p>障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）その他一切のものをいいます。</p>
<p>社会福祉士</p> <p>社会福祉士は、身体上や精神上的の障がいがある人などの福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する人や医師その他の保健医療サービスを提供する人などとの連絡・調整及び必要な援助を行います。</p>

さ行（続き）

障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられます。

現在の障害者基本計画（第 5 次）は、令和 5 年から令和 9 年までの 5 年間を対象としています。

障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律です。

法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。

国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療養、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としています。

障害者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められる障がい者の雇用割合のことをいいます。

平成 30 年 4 月 1 日からは、雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が加えられました。

障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては障害者雇用調整金や報奨金が支給されます。

令和 6 年 4 月 1 日からの障害者雇用率については、民間企業では 2.3 %から 2.7%に、国・地方公共団体等では 2.6%から 3.0%（都道府県等の教育委員会では 2.5%から 2.9%）に改めることとされました。

ただし、経過措置として令和 8 年 6 月 30 日までの間については、民間企業では 2.5%、国・地方公共団体等では 2.8%（都道府県等の教育委員会では 2.7%）とされています。

さ行（続き）

障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律です。

平成 25 年 6 月に公布、平成 28 年 4 月に施行されました。

令和 3 年 5 月に改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることとなり、改正法は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

障害者支援施設

施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援などを行う施設をいいます。

障がい者就業・生活支援センター

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行います。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則した法律です。

これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行っています。

平成 24 年 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました。

さ行（続き）

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約です。

教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定しています。

平成 18 年 12 月に国連総会で条約が採択され、我が国は平成 19 年 9 月に署名、平成 26 年 1 月に批准しました。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けています。

「障害者雇用促進法」とも呼ばれます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じます。

平成 25 年 6 月に公布、平成 28 年 4 月に施行されました。（一部平成 30 年 4 月施行）。

令和 4 年の法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和 5 年 4 月 1 日以降に順次施行されます。

さ行（続き）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者自立支援法に代わって、平成 24 年 6 月に公布、平成 25 年 4 月から新たに施行された法律です。

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずることを目的としています。

障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされました。

「障害者総合支援法」とも呼ばれます。

令和 6 年 4 月 1 日からは、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための改正法が施行されます。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」です。

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的、積極的な購入を推進することを定めた法律です。

平成 25 年 4 月に施行されました。

自立支援協議会

障がい者等の関係機関、関係団体及び福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が、相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関です。

地方公共団体が単独又は共同して設置します。

（※ 瑞穂市は、平成 20 年 4 月 1 日から設置しています。）

<p>さ行（続き）</p>
<p>身体障害者手帳</p> <p>身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。</p> <p>都道府県知事、指定都市市長、中核市市長から交付されます。</p> <p>障がいの種類は視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がい、ぼうこう又は直腸の機能の障がい、小腸の機能の障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、肝臓の機能の障がい、いずれも一定以上で永続することが要件とされています。</p> <p>手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級があります。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認定された人に都道府県知事から交付される手帳です。</p> <p>一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付されます。</p> <p>何らかの精神疾患のために、長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象とします。</p> <p>手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級があります。</p>
<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム</p> <p>精神障がい者も地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいいます。</p>
<p>精神保健福祉士</p> <p>精神保健福祉士は、精神科病院やその他の医療施設において、精神障がいの医療を受け、又は施設を利用している人の社会復帰に関する相談などに応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。</p>
<p>成年後見制度</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護・支援する制度です。</p>
<p>相談支援専門員</p> <p>相談支援従事者研修を受講した者であって、一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいいます。</p>

た行
<p>地域生活支援拠点</p> <p>障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。</p>
<p>地域共生社会</p> <p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。</p>
<p>地域包括ケアシステム</p> <p>ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できる様な地域での体制の事です。</p>
<p>地域包括支援センター</p> <p>保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）のほか、保険・福祉の総合相談、高齢者の保健福祉サービスや介護保険認定申請の受付業務などを実施しています。</p>
<p>特別支援学級</p> <p>障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。</p>
<p>特別支援教育</p> <p>学校教育法第 81 条により、次のように定められています。</p> <p>「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難さを克服するための教育を行うものとする。</p> <p>①知的障害者 ②肢体不自由者 ③身体虚弱者 ④弱視者 ⑤難聴者 ⑥その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの（第3項 略）」としています。</p>

た行（続き）
<p>特別支援教育コーディネーター</p> <p>幼稚園、こども園、小・中学校において、特別支援教育を推進するために、学校内外の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教職員のことです。</p>

な行
<p>難病</p> <p>原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾病で、② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっています。</p> <p>令和3年11月1日現在、指定難病は338疾病となっています。</p>
<p>農福連携</p> <p>農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。</p> <p>農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。</p>
<p>ノーマライゼーション</p> <p>障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(普通)な社会であるとの考え方です。</p> <p>1950年代、デンマークのバンク・ミケルセンらが関わっていた、知的障がい者の家族会の施設改善運動から生まれた理念になります。</p> <p>障がいを持っていても、地域社会で普通の暮らしを実現する脱施設化など、社会環境の変革に寄与し、国連の国際障害者年（1981年）を契機に認知度を高め、現代の社会福祉の基本理念となりました。</p>

<p>は行</p>
<p>発達障がい</p> <p>発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされています。</p> <p>具体的には、①自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）②学習障がい（限局性学習障がい）③注意欠陥多動性障がい（注意欠如、多動性障がい）が主なものです。</p>
<p>発達特性</p> <p>発達障がいごとに、その障がいだけが持つ性質、特有の優れた性質のことです。</p>
<p>バリアフリー（化）</p> <p>障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。</p> <p>心身の障がいなどでハンディキャップのある人にとって、障壁（バリア）となる物理的（建物構造・交通機関など）、制度的（障がい者欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）、意識（偏見や先入観）が取り除かれた状態で、そのための取組をバリアフリー化と言います。</p>
<p>ピアカウンセリング</p> <p>悩みや障がいなどの問題を抱えた人同士が集まり、同じ仲間として支え合い、安定した自立生活における精神的サポートや情報交換などを行うものです。</p> <p>障がいのある人だけでなく、障がいのある児童の親、がん患者、高齢者など様々な分野に広がっています。</p>
<p>ピアサポート</p> <p>同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer：ピア」）が、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し互いに語り合うことにより支え合い、回復を目指す取組です。</p>

は行（続き）

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいいます。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正から使用されている言葉です。

福祉避難所

災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所です。

福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利法人等が、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって定員 11 人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービスのことをいいます。

福祉用具

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障がい者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と定義されています。

なお、補装具とは、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子、歩行器等があります。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。

当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています。

は行（続き）

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。

発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが指摘され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。

法定雇用率

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体などを対象に常用労働者のうち「障がい者」をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準のことです。

障害者雇用促進法に定められています。

ま行

民生委員・児童委員

地域での生活上の問題、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など、あらゆる福祉分野の相談に応じ助言、調査などを行います。

保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど市民に最も身近な存在として活動しています。

本市では、市や社会福祉協議会からの依頼により、ひとり暮らし高齢者等訪問活動や地域でのサロンの運営、友愛訪問活動での記念品の配布等を行っています。

や行
<p>ヤングケアラー</p> <p>法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。</p>
<p>ユニバーサルデザイン</p> <p>バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。</p>
<p>要約筆記</p> <p>聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすることです。</p> <p>ノートなどの筆記具を使うほか、OHC（書画カメラ）やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法があります。</p>

ら行
<p>ライフステージ</p> <p>人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階を指します。</p> <p>また、人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階で表現されることもあります。</p>
<p>リハビリテーション</p> <p>運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもありますが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいに関わらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられます。</p>
<p>療育</p> <p>障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育です。</p>

<p>ら行（続き）</p>
<p>療育手帳</p> <p>知的障がい児及び知的障がい者を対象に都道府県知事が交付する障害者手帳です。</p> <p>児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができます。</p> <p>一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とします。</p>
<p>臨床心理士</p> <p>「こころの問題」が原因で、身体の異常や生活上の問題などを引き起こした人たちを、精神科のように投薬を行わず、心理学的な方法を用いてサポートする専門職です。</p> <p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格、及びその有資格者のことを指します。</p>
<p>レスパイト</p> <p>高齢者や障がい者がいる家族が介護から解放される時間を作り、疲労や共倒れなどを防止するための支援のことです。</p>